

2023 年度 哲学若手研究者フォーラム

テーマレクチャー

「〈ケアの倫理〉と〈倫理学〉」

講演要旨（講演者発表順）

ケアの倫理の通時的・共時的位置づけ

安井絢子（京都大学）

従来の主流派をなす現代規範倫理学と言え、義務論、功利主義、徳倫理学の名が即座に挙げられる。これらの理論のなかでは、権利や原理、普遍化可能性や抽象性、理性や推論、自立や自律といった規範や価値が重視されてきた。これらの規範の優先は多くの場合、自明視され、さまざまな分野の価値の序列づけに影響を与えてきた。そのひとつが発達心理学である。ジャン・ピアジェやローレンス・コールバーグが提示した既存の道徳性の発達理論の段階モデルはこうした主流派の倫理学が提示する価値に依拠して整序されていた。そうした暗黙に忍び込み知らず知らずのうちに浸透している価値の序列づけに疑問を投げかけ、「ケアの倫理(an ethic of care)」を提唱したのが発達心理学者キャロル・ギリガンである。ケアの倫理は従来の中心的な規範や価値をその理論的基礎に据える「正義の倫理(an ethic of justice)」にたいして、責任や関係性、個別性や具体性、感情や文脈、他者依存性や傷つきやすさを理論的基礎に据える。ケアの倫理は、『もうひとつの声で』（1982年）のなかでギリガンによって提唱された当初は、看護、福祉、教育といった対人サービスに特化した分野に適用されるにとどまる場合がほとんどだったが、現在では社会政策論や法律、ビジネス、文学や美学といった多岐にわたる適用が散見される。こうしたケアの倫理の学際的な広がりにはケアの倫理研究の発展にとって歓迎すべき動向だが、反面、ケアの概念規定や文脈を無視した適用は今後のケアの倫理研究の躓きの石となりかねない。そこで本講演では、ケアの倫理を扱う際の留意点を指摘したうえで、ケアの倫理の諸議論を通時的・共時的に整理する。

かくいう私もここまで、満足な定義を示すことなくケアという言葉を用いている。しかし、ケアは日常のさまざまな場面で耳にする。その一部を挙げるだけでも、ケアには、「世話」や「気づかい」、「心配」といった心身いずれにも関わることのみならず、ポジティブな意味合いとネガティブなその両義性を備えた多様な含意があり、非常に曖昧で捉えにくい概念だということに思い至る。ケアは私たちの日常生活の至る所に立ち現れ、文脈に応じてさまざまな意味を帯び、誰しもが多かれ少なかれ経験するありふれたものであればこそ、その人自身の主観的な思い入れが込められる。こうしたケアの①日常性、②多義性、③主観性という三つの特徴はケアを語る際に魅力的に働きうる反面、文脈に応じた多義性には注意を要する。ケアについての研究は、看護学における治療(cure)と対置される意味でのケア(care)をめぐる研究はもとより、ケアの営為を現象学的アプローチから分析する研究、社会学における当事者研究、ケアワークに関わる研究、哲学の分野でも、ハリー・G・フランクファートやパトリア・ベナーらのケア論、ハイデガーの「配慮(Sorge)」に遡るケア論など、多様な研究が散見され、一朝一夕に説明し尽くせないほどの広がりを見せている。もちろん、ケアの概念規定が十全になされなければケアの倫理を論じえないとまで主張するつもりはない。けれども、どういう概念規定のもと

でケアを扱っているかが不明確なままでは、ただでさえ捉えどころのないケア概念を多分野に適用することで、不要な混乱をもたらすことが危惧される。

こうした問題意識のもとで、本講演では、まず、ケアの倫理の概念規定と文脈への目配りの重要性を強調し、代表的なケアについての定義を、ケアの三つの特徴から解きほぐす。次に、オーレン・ハンキフスキーによるケアの倫理論者の世代区分を手がかりに、ケアの倫理の議論の推移を通時的に整理する。さらに、ケアの倫理はギリガン由来の流れとサラ・ラディックのそれという、およそ二つの潮流に分類しうること、それに伴い英米圏とフランスとではやや異なる受容がなされていることを指摘することにより、ケアの倫理の共時的整理をごく簡単に行なう。

以上のように、ケアの倫理を扱う際の留意点を指摘したうえで、通時的・共時的整理をなすことにより、近年高まりを見せているケアの倫理研究のさらなる不活化のための土台を提供することが本講演の目的である。

文献案内

- ・ケアの倫理の出自を理解するには、Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press (1982) (川本隆史・山辺恵理子・米典子訳『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』、風行社、2022年) は欠かせない。2022年に好感された新訳は同書の1993年版所収のすべてが丹念に訳出されており、訳者による解説、訳注や文献一覧も充実している。
- ・ケアの倫理の特徴を把握するには、Virginia Held, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, Oxford: Oxford University Press (2006) の第一部が役立つ。
- ・哲学倫理学の分野でケアの倫理を研究する場合は、品川哲彦『正義と境を接するもの』、ナカニシヤ出版(2007) 第二部を確認するところから始めることをお勧めする。概念規定や問題連関への目配りのみならず、倫理学の諸議論や諸概念との関係を丁寧に描き出した書籍は他に類を見ない。
- ・ケアワークやケアの政治学に関心がある場合は、Kittay, E., F., (1999) *Love's Labor: Essays on women, equality, and dependency*, New York: Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、白澤社、2010年) や、Joan C., Tronto, *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, New York: Routledge (1993) を確認するところから始めることをお勧めする。なお、前者の原著については第二版において加筆・修正がなされており、翻訳についても2023年に新装版が公刊されている。

メタ倫理学から見たケアの倫理

佐藤岳詩（専修大学）

ケアの倫理が、それまで支配的であった英米圏の倫理の在り方に対して異議を表明してから、かなりの年月が経った。なかでも、ケアの倫理と正義の倫理の関係は、二者択一か、あるいは、どちらかがどちらかを包摂するのか、それとも編みあわせ(enmeshment)や反転などといった別の形で決着するのか、といった形で盛んに議論されてきた。

一連の議論の多くは、応用・実践の現場をにらんで主に規範倫理学のレベルで論じられてきたように見える。しかし、ケアの倫理はそもそもいわゆるメタ倫理学のレベルでも、従来の倫理に対しても異議を含むものであったと考えることができる。たとえば、ケアの倫理の代表的な論者の一人、キャロル・ギリガンが『もう一つの声で』において、ローレンス・コールバーグの道德性の発達理論への批判を展開したことはよく知られているが、そのコールバーグは「**「である」から「べきである」へ：道德性の発達研究において、自然主義的誤謬に陥る方法、またはそれを避ける方法**」（1971）という論文において、「私が強調していることは、より高いより後の段階がより道德的であるという発達についてのメタ倫理学上の理解は、道德判断を生み出す規範倫理学の原理ではないということである」（p. 217：強調は原著者による）と述べていた。彼は、道德判断が六つの発達段階をたどり、かつ上位の判断はより優れているというとき、それは R.M.ヘアらに帰されるような「指令性」(prescriptivity) と「普遍性」(universalizability) というメタ倫理学上の形式主義の観点からそうなのだと言っていた。だとすれば、そしてギリガンの批判がコールバーグの主張とかみあっていたとするならば、両者はメタ倫理学の次元でも争っていたということになるかもしれない。

あるいは、両者は「道德判断 (moral judgment) を下すこと」を中心において議論を行っているが、道德的な実践はそれに尽きるものではなく、そもそも道德性の探究において何が焦点化されるべきか、ということはそれ自体がメタ倫理学上の大きな論点である。ギリガンに続いて、ケアの倫理の大きな流れの一つを生み出したネル・ノディングズはその点に自覚的であり、主著『ケアリング』において彼女は「哲学者らはたいていの場合、「道德性とは何か」という問いから、「道德判断とは何か」という、もっと扱いやすく見えるものへと問題を移行させる。……道德判断の研究ばかりが長らく強調されてきたことは、道德的な議論に深刻な不均衡を生み出してきた」（p. 28）と述べた。

そこで本講演では、コールバーグ、ギリガン、初期ノディングズらの議論のメタ倫理学上の前提を取り上げ、それが現代的な観点からどのように評価できるかを検討する。特に、ケア倫理の論者らが批判したものは何であるかということ論じることを通じて、そこから逆照射する形でケアの倫理のメタ倫理学上の特徴を描き出してみたい。その際、コールバーグが依拠した立場の一つがヘアの普遍的指令主義であったことから、ノディングズの立場については、ア

アイリス・マードックの倫理学の観点からも論じていく。マードックはプラトンやシモーヌ・ヴェイユの影響のもとにヴィジョン (vision) と注意 (attention) を道德性の理解の中心に据え、道德判断や道德的行為ばかりを重視するヘアの立場を厳しく批判した。あるいは道德は「正」「不正」のような空虚な概念ではなく、具体的で個別的な場面の記述から出発しなければならないとも論じている。ノディングズ自身も後に「シモーヌ・ヴェイユとアイリス・マードックにしたがって、私は受容的な注意をケアリングの根本的な特徴として、描き出した」 (“Complexity in Caring and Empathy” p. 8) と述べたことがあるが、マードックの提示した諸論点を補助線とすることで、ケアの倫理について、メタ倫理学の立場から従来とは別の仕方では支えを与えられないか、あるいは逆にメタ倫理学の側がケアの倫理から学ぶべきことがないかを論じる。

最後に、そもそも実践の現場での活用が急務となっているところのケアの倫理をわざわざメタ倫理学のレベルにまで遡って理論的に考える意味についても触れることで、それがケアの倫理をより広範に、そしてより魅力的なものとして展開する可能性について論じてみたい。

文献案内

・ギリガンが批判したコールバーグの発達理論については、L. Kohlberg, *Stage and Sequence : The Cognitive-Developmental Approach to Socialization*, in D. A. Goslin (ed.), *Handbook of Socialization Theory and Research*, Rand McNally (1969) (永野重史訳『道德性の形成 認知発達のアプローチ』新曜社 1987)を参考にされたい。また、コールバーグの諸前提を明らかにし、ギリガンを含む様々な批判に応答したものとして、L. Kohlberg, C. Levine, A. Hewer, *Moral Stages : A Current Formulation and a Response to Critics*, Karger (1983) (片瀬一男・高橋征仁訳『道德性の発達段階：コールバーグ理論をめぐる論争への回答』新曜社 1992) がある。

・コールバーグはしばしばヘアに言及するが、その際の主たるテキストは R. M. Hare, *Freedom and Reason*, Oxford University Press (1963) (山内友三郎訳『自由と理性』理想社 1982)である。ここでヘアは普遍化可能性という概念について丁寧に論じている。また、メタ倫理学における個別主義 (particularism) については、J. Dancy, *Moral Reasons*, Blackwell, 1993 が古典であるが、現代での大まかな枠組みを知りたい人には蝶名林亮「道德的個別主義を巡る論争 -近年の動向-」 *Contemporary and Applied Philosophy* (2015) 6号 pp. 1001-1026 が最適である。

・マードックの倫理学については彼女の主著である I. Murdoch, *The Sovereignty of Good*, Routledge (1970) (菅豊彦・小林信行訳『善の至高性』九州大学出版会 1992)を読むのが手取り早い。ヴェイユについては直接 S. Weil, *Le Pesanteur et la Grâce*, Paris, Plom (1947) (渡辺義愛訳『重力と恩寵』春秋社 2020) を読んでみてもいいが、より体系的に理解したい場合は Miklos Vetö, *La métaphysique religieuse de Simone Weil : 3ème édition*, L'Harmatta (2014) (今村純子訳『シモーヌ・ヴェイユの哲学 その形而上学的転回』慶應義塾大学出版会 2006)を先に読むとよい。

**2023 年度 哲学若手研究者フォーラム
ワークショップ要旨**

美学と自己

村山正碩（一橋大学）

伊藤迅亮（京都大学）

岡田進之介（東京大学）

本ワークショップでは、自己をめぐる哲学的・美学的問題を以下の三つの論点から探究する。すなわち、美的生を営む自己のあり方、自己への働きかけの多様性、フィクションによる自己表現の可能性の三つである。

伊藤の発表では、ニック・リグル（Nick Riggle）の美的価値論を手掛かりに、美的生を営む自己の2つのあり方——安定と逸脱——を明らかにする。リグルによれば、美的価値を構成するものに、自己のコミットメントからの逸脱がある。普段はクラシックばかりを聴く人が、友人に誘われてジャズのライブを観にいくといったことは、そうした逸脱の例の一つである。本発表では、ここにリグルの議論に特有の利点を認めつつも、その逸脱する美的生を成立させるためには、ある程度安定したコミットメントが必要であること、そして実際の私たちの美的生には確かに安定的な面があるということを指摘したい。

村山の発表では、自己への働きかけの多様性に注目し、異なる種の働きかけが互いに関係しうるかを探究する。ここでいう「自己への働きかけ」とは、自己を対象とする行為のことであり、たとえば、自己を表現する、理解する、解釈する、定義する、構築する、発見する、変容させる、などである。これらの行為は独立に行われるほか、何らかの仕方で結びついて行われることもある。たとえば、ニック・リグルは、アンリ・マティス（Henri Matisse）の切り紙絵の制作に注目し、そこでは自己の構築、発見、定義が行われていると論じている。本発表では、エリー・アルシャネツキー（Eli Alshanetsky）らの議論を参照し、マティスにおける自己への複合的な働きかけの内実を検討する。

岡田の発表では、フィクションにおける作者の自己表現というトピックを扱う。日記や自伝などのノンフィクション作品が作者の生や人格について直接情報を与えてくれる一方で、小説のようなフィクション作品は作者がどんな人物であるかを教えてくれないように思われる。なぜならフィクションとは作者を含む現実世界についてのものではないし、またそこで示されている様々な態度も作者のものと断定することはできないからである。その上で本発表ではジョン・ホリデイ（John Holliday）とジェニファー・ロビンソン（Jennifer Robinson）らの議論を取り上げ、「スタイル（文体）」や「ふりの限界」、「感受性」などの切り口からフィクションにおいても作者の自己表現が可能であることを示す。

**2023 年度 哲学若手研究者フォーラム
個人研究発表要旨（発表者五十音順）**

サルトルの愛の可能性について

赤木優希（関西外国語大学 外国語学部 英米語学科）

本発表の主題は、フランスの哲学者、ジャン・ポール・サルトルの『存在と無』における、愛の概念について考察することである。

『存在と無』は、1943年に公刊された、サルトルの哲学的名著である。サルトルは、同書の第三部第三章において、他者との具体的な関係性の一つとして、愛の問題を主題化している。サルトルによれば、「私」の自由は他者からの「まなざし」によって破綻する。それに対して、他者の自由を「私」のものとし、他者から見られる「私」に自分を同化させる試みが、愛である。その際に、愛は何よりもまず他者から愛されることであり、他者が何か強制されるでもなく、他者の自由な意思で「私」を愛すること、他者にとって「私」が世界の全てであること、「私」が他者の絶対的な存在になることである。それによって「私」は自分の自由によって陥っていた不安を脱し、自らの存在の根拠を確信できるようになる。ただし、愛は三つの自壊性をはらんでいる。第一に、「私」が愛されたいと願うならば、他者も同じように「私」から愛されることを願うため、他者に求めていた「私」の存在の根拠を、他者から得ることができなくなる。第二に、他者が自由な存在であるからこそ、愛は常に醒める脅威にさらされている。第三に、「私」と他者との愛の関係に、第三者が「まなざし」を向けることによって、愛は即自化され、本来の機能を失ってしまう。したがって、愛の試みは挫折する。

先行研究において、以上のような愛をめぐるサルトルの思想は、多くの場合に消極的に評価されてきた。リラール(1972)は、『存在と無』における愛の理論を「戦闘性」(p. 106)を基調としたものとして解釈し、それが欺瞞的でありかつ不条理であることを強調する。また吉永(2004)は、そのように自壊性を宿したサルトルの他者論を、「致命的な欠陥」(p.13)を抱えたものと指摘している。これに対して、『存在と無』における愛の概念のうちに、積極的な側面を見出し、サルトルを擁護しようとする研究もある。スティーブンス(2008)は、愛する相手に自由を認めるサルトルの議論のうちに、理想的ではなくとも持続可能な「小さな愛」(p.6)の可能性を見出し、ポジティブな読解の可能性を提起している。

本発表では、以上のような先行研究の動向を踏まえながら、『存在と無』の読解を通じて、愛をめぐる議論の可能性と限界を明らかにする。それによって、同書の新たな読解の可能性を開くことが、本発表の目標である。

参考文献

シュザンヌ・リラール (1972). 『サルトルと愛：その哲学・文学における情念論の考察』 榊原晃三訳, サイマル出版会.

吉永和加 (2004). 「隔絶した自己と他者を繋ぐもの」. 『メタフィシカ』 35 巻, pp.13-26.

Chris Steavens (2008). A Critical Discussion of Sartre on Love. *Stance*, vol. 1, pp. 2-7.

《理由とは何か?》論争がよくない理由とは何か?

池田開 (一橋大学社会学研究科修士課程)

「どうして戻れば処刑されるのに、シラクサへと急ぐのか?」「王とセリヌンティウスに3日で戻ると約束したからだ」。日常会話における、こういった「どうして?」や「なぜ?」という問いに対し、わたしたちは「~だから」のように理由を用いて回答する。

この〈理由〉概念に着目し、哲学者らは《そもそも理由とは何か?》について論争している。この論争には、心理主義と反心理主義という二つの立場がある。心理主義は、理由とは心的状態であると主張する立場であり、反心理主義は、理由が心的状態であることを否定する立場である。

本発表の主な目的は、この論争は言葉上の論争 (verbal dispute) に過ぎず、それは〈理由〉概念の捉え方が誤っていたからだと指摘することだ。この論争が言葉上の論争であることは、すでに、Cunningham によって指摘されている (Cunningham 2021)。本発表ではまず、この指摘が妥当であった、と指摘する。その後、なぜ言葉上の論争になっているのかを解き明かす。

この論争は、論争における道具立てや、概念整理は有益であったにもかかわらず、論争で目指していたものが誤っていたために言葉上の論争になったのだ。この論争の論者たちは、次の2つの点では正しかった。1つ目は、理由が行為や態度のポイントを示し、行為を理解可能にするという役割を果たしているという点。2つ目は、理由が(広い意味での)正当化の力(規範的性格)を持つという点である。それにもかかわらず、理由の存在論的身分について語ることにこだわり続けたことで言葉上の論争を引き起こしたのだ。つまり言葉上の論争となったのは、《理由とは何か?》という存在論的問いの立て方をしたことに起因している。そもそも、〈理由〉は表象的に捉えられるべきものではない。〈理由〉概念を捉えるためには実践を通じた、特に推論に着目した、理解が必要なのである。この理解を蔑ろにし、理由が、心的状態か否か、にこだわったことで言葉上の論争となっているのである。

これらを論じることにより、理由は独特な概念であり、何かに還元できるようなものではないのだ、と結論づけた上で、理由の捉え方に対する従来の理由論争とは異なった示唆を与えたい。

参考文献 (要旨で言及している文献)

Cunningham, J. J. (2021). "The matter of motivating reasons." *Philosophical Studies* 179 (5):1563-1589.

フッサールにおける空想対象の個性性について

伊藤 俊介（東洋大学）

本発表の目的はフッサールの空想対象の個性性概念、とりわけ 1917/18 年の中期時間論草稿である『ベルナウ草稿』における空想対象の個性性概念を明らかにすることである。

フッサールは個性性を同一的な時間位置を用いて究明する。継起的な知覚経験の場合、各対象はそれぞれ固有の時間点を持たねばならない。メロディーを聴く時、それぞれの音に固有の時間点がなければ、音が流れる順番に必然性は無いことになりもはやメロディーは成立しない。メロディーの各音は、「現実世界の時間において同一的な時間位置を持っている」ことから個体的であると言える。

この知覚経験における対象の個性性の仕方を基礎として、フッサールは空想対象の個性性について考える。上述の仕方を適用すれば、空想世界の時間において同一的な時間位置を持つことが空想対象の個性性となる。しかし、知覚経験における現実世界とは異なり、各空想対象が属している空想世界は互いに連関していないがために、知覚対象と同じ仕方で個性性を持つことはできない。私が今空想したケンタウルスと以前に空想したカバに以前以後の時間関係を持つことは無い。けれども、我々は物語のような一つの連関のある空想世界に現れてくるキャラクターを他の人物とは区別される特定の人物として認識し、そのキャラクターは個性性を持っているとも言えるだろう。このように、空想対象の個性性は一義的には定義できない曖昧さが残り続ける。

このような曖昧な結果を残した客観的時間の構成から個性性を考えるというフッサールのアイデアは成功したと言えるのだろうか。この問いはそもそもなぜ時間性から個性性を考えようとフッサールは企図したのかという問いに還元される。ベルネットが言うように、「ベルナウ草稿を通じてフッサールが前提としているのは、空間ではなく時間が個性性の最深の基底を構成しているということ」であり、時間様相が存在様相をも基づけると前提することにある (Bernet 2004, 28)。つまり、フッサールにとって時間様相から個性性を規定することは、対象が知覚的に存在するか空想的に存在するかを判別する基準にもなり得るのであり、実際にその目論見が正しいかが『ベルナウ草稿』でも吟味されている。このフッサールの目論見がどの程度まで成功し、空想対象の個性性論がフッサールの空想論にどのような影響を与えたのかを最終的に本発表で明らかにする。

【参考文献】

Bernet, Rudolf(2004), 和田渡訳『実在的時間と想像的時間—ベルナウ草稿による時間的個性性—』、『フッサール研究』第二号、25-42 頁所収。

knowing-how を knowing-that へ還元する議論は成功しているか

井上 颯樹 (千葉大学)

本発表は、knowing-how という知識が knowing-that という知識に還元可能であるという主張を概説し、その主張に対して批判的な検討を行うことを目的としている。

私たちが「知っている」という言葉で指す現象にはさまざまなものが存在する。とりわけ、次の二種類の「知っている」は、別種の知識として論じられてきた。一つ目は、一般に、knowing-that (命題知) と呼ばれる知識である。二つ目は、一般に、knowing-how (方法知) と呼ばれる知識である。ある人は、カモノハシが卵生であることを知っているとする。このばあい、その人に帰属される知識は knowing-that である。またある人は、大根の桂剥きができるとする。このばあい、その人に帰属される知識は knowing-how である。このように、「知っている」という言葉で説明する現象には少なくとも二つの現象が存在しているように思われる。

しかし近年の研究に着目すると、knowing-how を knowing-that に還元しようとする J・スタンリーと T・ウィリアムソンらの一連の研究が支持を博している。そのなかでも本発表は、彼らの最新の論文である“Skill” (Stanley and Williamson, 2016) に依拠する。“Skill”において注目すべき主張は二つ存在する。一つ目の主張は、knowing-how は、knowing-when to “ものごとをいつ行うべきかについて知識”などの命題知に、置き換え可能であるというものだ。二つ目の主張は、“こんな感じで”などの指標詞を含む表現が命題を構成する文の一部であると主張することで、knowing-how は knowing-that に還元可能であるというものだ。

だが本発表は、スタンリーらの主張には二つの欠陥があるということを指摘する。一つ目は、指標詞を含んだ説明語句を命題の構成要素として扱うことは不可能であるというものである。二つ目は、スタンリーらが仮定する知識の描像は対象からの情報を考慮していないために不完全であるというものだ。

さいごに、本発表の構成を確認する。まず第一節では、knowing-how に関するスタンリーら以前の標準的見解を確認する。その後、knowing-how を knowing-that に還元するというスタンリーらの議論を敷衍する。第二節では、スタンリーらが行った議論の欠陥を明らかにする。そしてこの欠陥は、彼らの議論が確保している妥当性を揺るがすということが示される。以上が本発表の構成である。

参考文献

Stanley, Jason and Williamson, Timothy, 2016. “Skill”, *Noûs* 51(4), pp.713-726.

デフォルメにおける見えるものと見えないもの ——抽象的描写における見立て基と見立て先の緊張

今井慧（東京大学）

棒人間やトイレのピクトグラムといったようなかなり抽象的な図像はありふれている。それらはすぐに、人間をあらわしていると気づかれる。しかし、棒人間のどこが人間であるのかということは、じつはそれほど定かではない。棒人間の頭は大きすぎるし、肢体は細すぎる。このように、図像を額面通りにとらえた場合、私たちが通常そこに描かれていると理解するものとは大きく異なることがよくある。ロバート・ホプキンスは、このような事態を分離 *separation* と呼んだ。この分離は、上の例からも分かるように、とりわけその描写スタイルがよりデフォルメされたものであるときに、より鮮明な問題となってあらわれる。例えば、マンガ・アニメ等でよく見られるような、鼻がなく・眼が巨大な人間のイメージは、結局のところどんな人物をあらわしているのか。私たちは、そうしたデフォルメされたキャラクターの絵を見て、キャラクターがかわいいとかかっこいいと評する。ところで、たいていの場合そこであらわされているのは私たちと同じ人間であり、したがってそのキャラクターがイラストの通り鼻がなく・眼が巨大である、そのような存在であることはない。では「実際は」彼ら彼女らがどのような姿をしているのかといえ、それは分からない。というのも、イラストにおける鼻や目の様子はデフォルメを被ったものであり、「実際の」大きさや配置についてはきわめて限定的な情報しか与えてはくれないからだ。高田敦史が「図像的フィクショナルキャラクターの問題」（2015）で取り組んだのはまさにそのような問題だ。虚構世界内の人物としてのキャラクターの外見についての情報が不足しているのに、どうしてそれに対する判断が下せるのか。高田は、デフォルメされた画像に対する判断を虚構世界内のキャラクターに対する判断に流用することを可能にする規則が、そうした図像の受容と創作の実践のなかにあると考えた。高田の問題設定を承け、松永伸司は、「キャラクターは重なり合う」（2016）において、画像としての存在である「Pキャラクター」と、物語世界内の登場人物としての「Dキャラクター」という区別を提案し、キャラクターの図像をめぐる美的判断は前者についてのものではないとしてパラドックスの回避を試みた。本発表では、画像としてのキャラクターという松永が拓いた地平を見据えつつ、描写の概念を「見立て」の観点からとらえなおすことで、こうした問題への新たな解決策を提案することを目指す。

高田敦史「図像的フィクショナルキャラクターの問題」『Contemporary and Applied Philosophy』16（2015）：16-36.

松永伸司「キャラクターは重なり合う」『フィルカル』1.2（2016）：76-111.

知覚の選言説の諸分類

岡部幹伸（慶應義塾大学）

近年知覚の哲学において、選言説（disjunctivism）が注目を集めている。選言説は、真正な知覚と幻覚は重要な点において共通の要素を持たないと主張する。もちろん主体にはたとえば赤いトマトがあるように見えるということは、真正な知覚の場合でも幻覚の場合でも言えるが、それぞれの場合に同じ根拠に基づいてそう言えるわけではない。すなわち、赤いトマトがあるように見えるのは、真正な知覚か（V）錯覚か（V）幻覚の場合でありそのような場合に限る、というように別々の根拠で説明される。このように「選言（Vまたは）」でつないでいることから、この立場は選言説と呼ばれる。主体にとっての識別不可能なものをただちに同じ種類のものに分類するという考え方に異議を唱えるというのは、選言説の重要な考察の一つである。

しかし、選言説は内部にいくつかの争点を抱えている。真正な知覚と錯覚・幻覚の証拠としての身分の違いを重視する立場は認識論的選言説と呼ばれ、両者のあいだに種的な区別を想定する形而上学的選言説を取らないことが多い。また、錯覚を真正な知覚の側と幻覚の側のどちらの選言肢に位置づけるべきかでも対立がある。錯覚は世界を誤って捉えているけれども、幻覚と違って、知覚していると思われた対象が存在しないわけではない。その意味では、世界に部分的に達しているとは言えるのである。他に、幻覚について選言説は詳細な説明を与えることができるかをめぐる積極的選言説/消極的選言説の対立などがある。消極的選言説を唱える代表者は M. Martin である。Martin はスクリーニング・オフ問題を回避するためには選言説の支持者は消極的選言説を取らざるをえないと言う。

本発表は以上の諸分類を整理し、それぞれの争点においてどちらを選ぶべきか提案することを目指している。また、Hinton、Austin、McDowell といった選言説の先駆者と言われる哲学者をそれぞれの争点においてどちらに立っているかを評価することも目指す。そのような作業を通じて、ますます複雑化する選言説をめぐる議論において一定の道筋を与えることができるだろう。

意志的な自死について

小野 順平（慶應義塾大学文学部一類通信課程）

ハイデガーは、『日常的なく死へ臨む存在』を『死へ臨む頹落的存在』といい、そのような存在は、常に終末へ臨んで死をあいまいにまぎらわし、人は死ぬという事実に関心をもたず、無関心をしめし、「死はたしかにやって来る、だが、今すぐにというわけではない」という無規定性のなかへ逃避している、という。故に、世間というなかで生きている我々人間は知らぬうちに、「死はいかなる瞬間にも可能である」ということを覆い隠しているのだ、とハイデガーは論ずる。だが日常的な死への態度がそのような逃避であっても、事実的には「各自の現存在はいつも死に臨んでおり、すなわち、おのれの終末へ臨む存在のなかに立っている」（A:P45）のである。我々人間は、死というものをいずれは自分に襲ってくるであろう事例的出来事に対する怖れと捉え、死を単なる日常的不安にすりかえ、死を日常的に思案することで死の可能性を極力発揮させまいと図っているのであり、まさか自身が積極的に死へと臨み、死の不安への勇気が湧いて、死へ自ら駆けるような存在であるとは考えないのが、我々人間であるようである。しかし私は、そのような『自ら死へ邁進する』存在様態を、ハイデガーの論ずる『死のなかへの先駆』の概念に近似して考察することで、我々人間の、希少な意志的な死の事例（A.切腹（源義経、北条高時、楠木正成、長井雅楽、三島由紀夫など）、B.集団死、C.断食、D.焼身、E.入水、F.殉死）を列挙し、また綿密な分析を試みることを通しながら、その存在者の事例自体を、ハイデガーの論ずる『死へ臨む存在が先駆となって露呈されるとき、現存在がおのれ自身のもっとも極端な可能性について自己を自己自身に開示することなのである』という観点より、本来的実存としての事例であると据えてみた上で考察を構想してみたい。

<引用文献>

A：ハイデッガー「存在と時間」下巻（訳者）細谷貞雄、亀井裕、船橋弘 理想社（昭和39年第一版）

<参考文献>

・「自死の日本史」モーリス・パンゲ（訳者）竹内信夫 講談社（2011年第1刷）

フッサールの発生的現象学における明証性の層とジグザグ運動

苧野美雪（立命館大学）

本発表ではフッサールの発生的現象学の構造として明証性の層の発達とそれらのあいだの調和を保つジグザグ運動を取り上げ、間文化的経験における層構造を見ていきます。

フッサール現象学は超越論哲学を遂行している、すなわち、経験の可能性の条件を探求しているのはカント同様だが、アприオリについて理解が異なっているため、カントは世界を捉え損ねているとフッサールは批判する。カントにとってアприオリは先験的に決まっているものであって、主観は個別具体的感性だけでは意味を持たないものをアприオリ的形式を通すことによって意味のある、概念的に捉えられる知覚内容とする。アприオリ的形式はもう定まっていて、認識するにあたって用いるが、いかにしてこのアприオリ的形式が発生してきたのかはカントは問題としていない。それに対して、フッサールは単なる認識を問題にしているのではなく、意識と世界との関係を取り上げる。先入観なしにこの関係を取り上げるにはアприオリ的形式はあらかじめ定められているのではなく、経験を通して築き上げていかななくてはならない。この例として、質量的アприオリが挙げられる。質量的アприオリとは、経験と可能的経験に基づく想像力によってアприオリな関係を直観することである。いかなる可能的な赤も延長のあるものとしてしか想像できないので、経験に基づいて赤は本質的に延長と共に現れると結論付けられるだろう。すなわち、意識と世界との関係によって明証的アприオリを獲得していく構築的学問が発生的現象学であって、経験を積んでいくことによって明証性が常に発展していく学問である。

発生的現象学の方法としてまず現象学的還元によって先入観を排除し、明証性に基づく学問体系を築き上げることが前提とされている。フッサールが『イデーニ I』で紹介する「一切の原理中の原理」に従い、明証性を修得していくことによって間主観性や間文化性も明証的に根拠づけられた体系のうちで問題にすることが可能となる。間主観性を例に挙げれば、ヒュレー的与件において他者は椅子などと同様に延長した物体として私から完全に切り離された空間を占める、通関不可能な物体として与えられる。しかし、他者は更なる層においても与えられている。これは、感情移入の層である。他者の悲しみや喜びも「一切の原理中の原理」にしたがって、私に現に与えられている。他者は超越論的主観として、彼の感情は私にありありと伝えられ、通関可能な対象としても現れる。この相反する二つの現に与えられている経験を意味あるものにするには経験層を取り上げなくてはならない。ヒュレー的与件の他者も感情移入における他者も明証的に与えられているが、別な明証性の層によって与えられている。多層的に自我を捉えることによって自我の複雑さ、また、層の体系構造が明らかになる。

私たちの経験は複雑であり、明証性は私たちに多層的に与えられる。層も経験を積んでいくことによって増えていき、異郷世界（Fremdwelt）的経験を明証的に分析することによって故

郷世界 (Heimwelt) にしていき、新たな明証性の層が出来上がる。このように、層が広がることによって、世界の与えられ方も増えていき、明証性によって築き上げた生活世界があたかも自然的態度の世界のように見えてくる。もちろん、両者の明証的妥当性は本質的に異なっているのは明白であるが。これらのヒュレー的与件から間文化的経験、そしてさらに広がっていく明証性の層をつなげ、体系全体に調和を保ち、自我を統一するのがジグザグ運動である。本発表ではこのような広がりとうちの現象学的方法を取り上げ、理解していきます。

プラトン『クラテュロス』における語源分析について

片山寛子（学習院大学人文科学研究科哲学専攻博士前期課程）

本発表では、プラトン『クラテュロス』における語源分析について検討する。『クラテュロス』は名前の探求が中心に据えられる対話篇であり、名前の正しさは規約的であると主張する若者ヘルモゲネスと、本性的であると主張する若者クラテュロスによるソクラテスとの対話で構成される。作中でソクラテスは、両者の説を順に吟味する過程で名前の語源分析を行う。本発表では、語源分析のうち外国起源の名前を検討する箇所に着目し、語源分析が当篇において果たす役割を明らかにすることを目的とする。

神々の名前を検討する文脈で、ソクラテスはアッティカ方言とそれ以外のギリシア語方言の差異に着目しつつ「ヘスティア(Ἑστία)」の語源を分析する。ただしソクラテスは、神々そのものについて考察しようとするわけでも、それが可能だと主張するわけでもなく、人間がどのように神々に命名したのかを考察するのだと前提しており(401a)、この態度は後の議論においても保持される(425b-c)。また、406a-bにおいては女神レトの名前が、409aにおいては「太陽(ἥλιος)」という名前が、それぞれ分析される。これらの分析においては、対象となる名前のアッティカ方言とそれ以外の方言を比較し、後者が示す意味や綴の変遷を考察することで、命名の過程が語られる。他方で、「火(πῦρ)」及び「水(ὔδωρ)」という名前の由来を検討しようというヘルモゲネスの提案に、ソクラテスはこの名前がギリシア語以外の外国起源の名前である可能性を示唆したうえで、「このような名前を無理にこじつけてはいけないのだ。というのも何らか説明づけることができるだろうからね(410a)」と態度を翻す。

ソクラテスの態度がこのように異なる理由は、字母の差に見出すことができよう。401c-dを始め、当篇における語源分析では名前の意味が字母から推察されるため、外国起源の名前は字母の分析自体が困難であるために検討されないように思われる。しかしながら、字母が異なるのであれば、起源となった外国語の字母の意味を考察すればよい。加えて、401aや425b-cにおいて神の名前の正不正はわからずとも人間による命名の意図を探ろうとしたように、外国語からギリシア語への翻訳を試みた先人による命名の意図を推察することは可能である。しかしながら、ソクラテスはあくまでギリシア語の名前の分析のみに注力する。というのも、当篇において名前は探求の対象でありながら探求の道具でもあり、外国起源の名前を分析する場合、外国語の字母をギリシア語によって検討するという事態に陥ってしまう。その事態を回避しようとするソクラテスの態度が見受けられる語源分析には、十分な思慮を行わないまま名前を用いる態度を批判する意図があり、その点においてソクラテスによる反駁の過程で重要な役割を担っているのだと示す。

哲学対話の場における「主体化」の困難

川崎 陸央（所属なし）

本稿では、教育思想家のガート・ビースタの「主体化」と、哲学者アルフォンソ・リングスの「何も共有していない共同体」の考察を通して、哲学対話における「探究の共同体」で「主体化」を成就させるために乗り越えるべき困難が何であるかを検討する。

ビースタは、教育を通じて学ぶことは、他ならぬこの「私」が他者と共に生きるこの世界の中でどんな場所に位置し、どのように生きる＝他者へ応答するべきかを考え実践する能力であると主張している。そしてビースタはレヴィナスの「他者」思想を踏まえ、「他者」から代替不可能な責任を背負い、それに応答する仕方の中で私たちは唯一的で特異的な存在者になると論じている。

哲学対話の共同体の中で、このような「主体化」を成就させるためには、この事態をより具体的な状況において想定する必要がある。ビースタは、リングスの「何も共有していない共同体」を「主体化」が起こる状況と捉えている。そしてその共同体は、理性的な言語や原則の上立つ「理性的共同体」の中から、それらの言語や原則が意味をなさないような状況において出現すると解釈している。

確かに、「見知らぬ人」—理性的な言語が通用しない相手—への応答においては、「何を」話すかは問題ではなくなり、「誰が」話すかが重要になる。そのような「他者」との関係性の中で、「私」は代替不可能で唯一的で特異な存在者となると主張されている。

しかし「何も共有していない者たちの共同体」が出現する状況は、ビースタが想定している以上に極限的な状況である。というのも、この「他者」は、「他者」がまさに死すべき運命にあり、その運命を私の前に露呈して、私もまた「共犯者」として死すべき運命へ誘われるような「死の共同体」（リングスは「何も共有していない者たちの共同体」の別名としてこの表現を用いている）において現れるからである。

だとすると私たちは、「他者」と対面し、他ならぬこの「私」を見出すような「活動」（アレントの“action”）を哲学対話の場の実装させる上での、非常に大きな困難を引き受けなければならない。まず、「死すべき運命」を、死を感じにくい日常的な対話の場で見出しうるようにする必要がある。また、「何も共有していない者たちの共同体」は「理性的共同体」から生じるのだから、理性的共同体の原理原則を確立した状態で、そこから逸脱するような「他者」を見出し、対面しなければならない。さらに、「他者」は私たちの意図を越えて現れることを踏まえ、私たちは「他者」の現れを意識しながらも、その現れの偶然性に身を曝さねばならない。哲学対話で「主体化」を成就させるためには、私たちはこれらの困難を引き受け、超克する必要がある。

現在主義と時間の論理学の問題

北園純也（専修大学）

アーサー・プライアー(Arthur Norman Prior, 1914 - 1969)は、今日における、時相論理とハイブリッド論理の創始者として知られている。彼の成果物である、これらの論理体系に対する純粹な研究は、それらが萌芽的に開発されていた時期を含めると、20世紀半ばから行われており、そして、言語学や計算機科学などの分野に応用されるなど、目覚ましい発展を遂げてきた。しかし、プライアー自身の哲学を省みる研究は、近年ようやく見られるようになってきたのであり、これを深く検討する余地は十分に残されていると言えるだろう。

ここで、プライアーが抱いていた哲学的関心の一つとして、時間と存在に関する問いについて取り上げたい。彼は、自身の時間の論理の研究に照らして、実在と量化についての考えを論じてきたが、とりわけ、晩年には、現在主義を擁護したことで知られており、彼は次のように定義している。

現在と現実は同一の概念であり、現在とは単に過去と未来という二つの特殊な非実在性の種類との関係で考えられる現実のことである。

このプライアーの定義は、時間と存在に対する過激さから多くの批判を招いた一方で、彼自身、この定義を定式化することに苦慮していたことが、彼の遺稿から窺われる。

本発表では、まず、David Jakobsen や Bertram Kienzle らによる、プライアーの現在主義に関する議論の評価を行う。概括的に言えば、前者は時間論に重きを置き、後者は真理論に重きを置いている。そして、これらの議論を整理し、その説明同士を相互的に関係付けるべく検討する。これによって、プライアーの「現在」の概念に対する批判の根拠が、より一層明らかになり、従って、我々は、プライアーの言葉の意味を、より明確に理解することができるようになる。

ハンナ・アーレントの「仕事」概念を用いたモニュメントの公共性についての考察

北野亮太郎（立教大学大学院文学研究科）

本発表の目的は、ハンナ・アーレントの主著『人間の条件』において論じられる「活動的生」の三つの活動力のうち、仕事（work）についての議論を用いて、世代を超えて人びとに特定の出来事を伝えるモニュメントが生み出す空間の公共性と、公共性が成立する条件を明らかにすることである。

アーレントにおける仕事は、人間が住む世界を構築する活動力である。仕事を作り出すものは多岐にわたり、道具のような使用対象物の制作から芸術作品、歴史編纂や詩作といったものも、その範囲に含まれる。このような制作物のなかで特にモニュメントに注目するのは、他の制作物に比べて、特定の空間と強い結び付きを持ち、その役割においても特殊な性格を持つものであると想定したためである。

アーレントはモニュメントについて、主に活動（action）と言論（speech）、物語（story）を、耐久性を持つ作品として物化、記録したものとして論じており、モニュメントの建設者については、芸術家や歴史編纂者、作家と並び「最も優れた〈工作人（homo faber）〉」と述べている。モニュメントはアーレントにおいて、公的領域と密接な関係を持つ制作物である。

アーレントにおける公的領域は、人びとが関係を構築し、活動や言論を行う空間である。公的領域には、人びとが異なったパースペクティブにおいてもものを見るという人間の複数性が必要となる。

本発表では、モニュメントが形成する公的領域を考察するにあたって、それがどのように受容されるかという点を問題とする。まず、モニュメントがそなえる性格について考察する。その中で、モニュメントによって物化された活動や物語と、想起の問題を取り上げる。次に、これらのモニュメントが作り出す空間が、アーレントにおける意味での公的領域として、鑑賞する人びとにとってどのような経験をもたらすかを考察する。この時、モニュメントに対する意味づけが、社会的に要請された固定的なものではなく、鑑賞者それぞれの異なったパースペクティブにおいて捉えられる必要があることを指摘する。また、モニュメントの鑑賞を通じた、モニュメントとして記録されている活動や物語に対するリアクションとしての活動の可能性を示す。それとともに、モニュメントそのものが持つ表現的性格についても指摘を試みる。

なぜ中期ハイデガーの哲学に芸術論が必要だったのか ——「形式的告示」と「詩作」の差異を手掛かりとして——

木下由裕（東京大学）

これまでハイデガーの芸術論はさまざまな仕方で論じられてきたが、なぜ彼が芸術論を行なったのかということに関しては、彼の哲学に内在的な視点からはほとんど注目されてこなかったように思われる。多くのハイデガー研究者は、ハイデガーが芸術を論じたことに対して特に驚きを示すこともなく、そのことをほとんど自明の事柄として受け取っているかのようなのである。しかし、発表者の見るところでは、ハイデガーが芸術論を行なったことは彼の思索において必要な一事であった。つまり、彼は理由もなく芸術について論じ始めたのではなく、ある哲学的理由があって芸術論を開始したのである。そこで本発表の目的は、ハイデガーが中期（1930年代半ば以降）に至って自らの思索の内に芸術論を取り込んだ哲学的理由を方法的観点から明らかにすることにある。そうした課題に取り組むにあたって本発表は、前期ハイデガーの「形式的告示 (formale Anzeige)」という哲学的方法と「詩作 (Dichtung)」との差異を考察することを一つの軸とし、「形式的告示」によって捉えることができないものを捉えようとする試みとして彼の芸術論を読解することを試みる。これまで「形式的告示」と「詩作」との間には何らかの関係があると何人かの解釈者たちによって指摘されてきたにも関わらず、その内実は全く研究されてこなかった。本発表はその内実の解明にも取り組むものである。「詩作」と対比させることで、「形式的告示」の或る限界が浮き彫りにされることになる。

前期ハイデガーの哲学を特徴付ける方法概念の一つとして「形式的告示」を挙げることができるが、この「形式的告示」は、哲学的対象の「何であるか (Was-sein)」をさしあたり未規定にしておき、その対象の「いかにあるか (Wie-sein)」を最初に示すことで、「何であるか」を規定する方向を指し示す方法である。主著である『存在と時間』を含め、前期ハイデガーの哲学は、「何であるか」と「いかにあるか」という二つの意味方向の内部を動くものであった。

しかし中期になってハイデガーは、「形式的告示」で用いられていた「何であるか」と「いかにあるか」のさらなる「根源 (Ursprung)」への思索を始めることになる。そこで彼が目にしたのが、芸術作品の創作＝詩作であった。「何であるか」と「いかにあるか」の「根源」を追い求める彼は、芸術創作の内にその答えを見出そうとしたのである。最終的に本発表は、中期ハイデガーの芸術論を、こうした「根源」への思索動向の一つの道筋として捉えることができるということを示す。

現代は神を克服したか

——デリダ「差延」とガブリエル「無世界観」における二段階の脱神学化——

木村稜（東京大学）

人生の意味とは何か。私は何のために生きているのか。私がいま読書をするのは学識を深めるため、学識を深めるのは学界で成功するため、学界で成功するのは名誉を得るため……。こうした目的—手段連関の端点すなわち究極目的が私の人生に意味を与えるのか。しかし究極目的それ自身の価値を保証する上位審級は存在せず、生はつねにニヒリズムの深淵と隣り合わせである。人は根なし草を嫌い、根拠を求める本性的傾向をもつが、根拠づけという営みにはその完結不可能性（根拠の根拠の…）が内在する。この問題は知識の基礎づけに関して「ミュンヒハウゼンのトリレンマ」として知られ、宇宙の始まりや最小単位をめぐるアンチノミーも構造的に同型である（＝「一般トリレンマ」と総称する）。

一般トリレンマに対する最も単純な応答は、それ自身無根拠な究極の根拠としての神ないしその等価物（神の亡霊）への信仰にすぎない「形而上学」である。しかし形而上学（基礎づけ主義）は近代以前の思考モデルであり、「大きな物語」崩壊以後のポストモダンの状況においては勝義の「神の死」が実現したという見方が流布している。だが、現代の我々は本当に形而上学を、神を克服しえたのだろうか。そのようなことは可能だろうか。

本発表では、ジャック・デリダとマルクス・ガブリエルの比較研究を通じてこの問いについて考えたい。両者の形而上学批判は、全体性の構造を大枠として保存しつつも構造を支える一点の基礎を把握不可能な理念／空虚と見なす〈基礎の懐疑〉に満足せず、全体以前の部分＝細部におけるアナキカルな脱臼の論理（関係の懐疑）を志向するという道ゆきを共有している。デリダは起源・現前の「無際限の先送り」と、先送りの地平を切り裂く「まったく他者との関係」という差延の二面性を強調し、それらの両立不可能な両立のあり方を模索し続け、中期郵便論でかかる両立の一つの形を示した。他方、ガブリエルは存在論的全体性としての「世界」の存在をめぐる「構成的退隠」から「無世界観」への転回を経験した。前者は、世界をそれ自身より逃されつつ我々の認識構造を支える後景と見なす一方、後者は後景としての世界すら排除し、存在論的関係の多元性に基つき関係の推移性を否定することで、バディウらの集合論的な無限後退論との差別化を図っている。

以上の議論は東一千葉の「否定神学批判」と問題意識を共有するが、本発表では「否定神学」という問題含みな概念を再考し、またデリダと否定神学的なものとの関係について東とは異なる理解を提出したい。デリダは外部への脱出不可能性を説き、閉じつつ開ける二重の運動を肯定したのであり、この点で中期郵便論と後期正義論は等しい。この〈神の亡霊〉の不可避性についての認識が、デリダを最終的にガブリエルから分かつのである。

読者の体験から見た『哲学探究』

——第109節の「記述」概念に関する考察——

木本 蒼（京都大学）

カヴェルは論文「後期ウィトゲンシュタインの有用可能性」において、ウィトゲンシュタインは「世界についての知」と対比された意味での「自己についての知」に迫ろうとしていると言う。もしウィトゲンシュタインの『哲学探究』を、たんに哲学的問題からの解放を目指しているのではなく、何らかの「知」を伝えようとしているものと解釈するならば、一つの問いが生じる。つまり、この著作はその知を如何なる方法で表現しているのかという問いである。この問いを出発点として、本発表では、同書109節においてウィトゲンシュタインは「説明」と対比された意味での「記述」を自身の方法論として宣言していることに着目する。この「記述」概念を吟味し、『哲学探究』が有する構造を明らかにすることで、上記の問いに対する一定の回答を提示することが本発表の目的である。

本発表は以下のような洞察に依拠している。広く知られる通り『哲学探究』の著者は、哲学の疑似問題において見られる、言語の働きを不自然な仕方を用いたい「衝動」（109節）や「誘惑」（254節等）に抵抗する。この著作が到達しようとする「知」が人間に内在するこの「誘惑」を克服した先にあるものならば、それは証明や説明によっては提示可能な知ではない。この知は読書によって、つまり一連の叙述を読者自らが読み進めるという体験によって、到達されるものなのではないか。

だが、読書によって知が得られるということは一般的な事柄である。本発表では以上の自明的とも言える考えを理論的に定式化すると同時に、「記述」概念の考察を中心に、ウィトゲンシュタインの著作のなかに見出したい。第一に、『哲学探究』の「諸記述による記述」という構成を指摘する。109節の「記述」の宣言が意味するのは、個々の節が「記述」であることだけでなく、これらの諸節の集合である『哲学探究』自身が一つの「記述」に徹していることである。第二に、ウィトゲンシュタインの議論に見られる「道」というモチーフに注目する。彼は『青色本』等において、言語使用の正しさを正当化することを、自身が来た「道」を記述することに擬える。ところで『哲学探究』の「序文」において彼は、この書は長い「旅程」で生じたスケッチであると言う。発表では「道」という比喻を『哲学探究』そのものに当てはめて考察する。第三に、一連の^{ライン}線の追跡として読書という考え方に関しては、P.マシュレの『文学生産の理論』を参考にして理論的な定式化を試みる。

以上の「記述」概念を中心にした考察を通じて、読者の体験から『哲学探究』を読解する方法を提示したい。

ディープ・エコロジーから考える環境思想の問題

久保健太（京都大学）

1962年にカーソンの『沈黙の春』が化学薬品の生態系への影響を告発して以来、「環境問題」がテーマ化され、環境問題解決へ向けた取り組みは今日なお続けられている。

環境問題の背景には、人間中心主義的な自然観があると言われる。例えば伊東俊太郎は、ベーコンの自然支配とデカルトの機械論的自然観が両輪のごとく結びつき、科学技術を推進した結果、現代の環境破壊が生じることになったと指摘している。

このような問題に対し、科学技術のみに頼ってはいは根本的な解決は望めない。加藤尚武が指摘するように、科学技術は選択可能性の幅を広げるとはいえ、その選択に際しては何が最善のものかを決めるための価値規範が重要となる。「環境倫理学」や「環境思想」は、このような要請に応えるために発展してきた学問分野である。

本発表では、そのような環境思想の中の一潮流として、ノルウェーの哲学者ネス（Naess）が提唱した「ディープ・エコロジー」（deep ecology）を取り上げる。ディープ・エコロジーは大きく二つの側面を持っている。一つは「自己実現」の哲学としての側面、そしてもう一つは自然保護団体などの行動理念としての側面である。特に後者の側面によって、ディープ・エコロジーは政治的に無視できない影響を及ぼしてきた。これは、ディープ・エコロジーが単なる一つの思想に留まらず、社会変革の可能性をも秘めていることを意味している。本発表の前半では、ディープ・エコロジーの思想内容を確認する。具体的には、「自己実現」と「生命中心的平等」という主要な二つの概念について見ていく。

しかしながら、ディープ・エコロジーに対しては、さまざまな批判が寄せられてきた。だがその中には、ディープ・エコロジーの内容を誤解したものや、さまざまな立場を混同したものも少なくない。そこで本発表の後半では、ディープ・エコロジーに対する批判のうち代表的なものを取り上げ、それらに対して何らかの応答を試みたい。このような作業によって、ディープ・エコロジーの諸問題が浮き彫りになってくるであろう。

本発表の最後に、ディープ・エコロジーを含めた環境思想の諸問題を改めて確認し、そのような諸問題が解決され、環境問題が解決に近づくためにはどのようなアプローチが必要かを述べる。その際、特にディープ・エコロジーの「存在論的アポリア」に着目し、どのような観点からこの問題を検討すべきかを、発表者の今後の方針に即して述べてみたい。

徳認識論と自己知

久保田 琉惟（北海道大学）

本発表では、徳認識論の枠組みで自己知を考えることで、自己知を二つに区別することができることを示す。さらに、自己知を徳認識論の枠組みで論じることができるという点から、自己知がなぜ自己「信念」ではなく自己「知」といえるのかを検討する。

徳認識論には、大まかには徳信頼性主義と徳責任主義の二つの立場がある。徳信頼性主義では、ある信念が知識として考えられるには、その信念をもつ主体が、信頼できる機能としての知的徳を発揮する必要があると主張される。一方、徳責任主義では、ある信念が知識として考えられるには、その信念をもつ主体が、動機に基づいて性格特性としての知的徳を発揮する必要があると主張される。

Cassam は自己知を 2 種類に区別した。自己知は、獲得するのが容易で、実践的にはあまり価値がない、Trivial Self-Knowledge と、獲得するのが容易ではなく、実践的な価値がある Substantial Self-Knowledge の二つに区別することができるかと彼は論じた。Trivial Self-Knowledge は例えば、「現在、私は水が飲みたい」という自己知である。一方、Substantial Self-Knowledge は例えば、「二人目の子どもが欲しい」という自己知であり、自らの価値観に関わるようなものである。自らの価値観に関する欲求や感情のみならず、自らの性格特性や力量、適正なども Substantial Self-Knowledge に分類されると彼は考えている。

Cassam は自己知の分類のための基準を提示したが、その根拠は曖昧である。そこで、本発表では自己知を徳認識論の枠組みで考えることで、Cassam による二つの自己知の分類を根拠づけることができることを示す。つまり、Trivial Self-Knowledge は、徳信頼主義において必要とされるような、動機に基づく必要はない、機能としての知的徳が発揮されて得られる信念であるのに対して、Substantial Self-Knowledge は、徳責任主義において主張されるように、性格特性としての知的徳が動機に基づいて発揮されて得られる信念であることを示す。

参考文献（一部）

Cassam, Quassim. *Self-Knowledge for Humans*. Oxford University Press. 2014

Battaly, Heather. *The Routledge Handbook of Virtue Epistemology*. Routledge. 2018

Battaly, Heather. 'Virtue Epistemology' *Philosophy Compass*. 3(4): 639-663.

ハイデガー『存在と時間』における歴史性の問題

倉科 俊佑（東京大学）

『存在と時間』においてハイデガーは、現存在が歴史的に在ることの構造である「歴史性」に基づくことで、初めて「世界史」や「歴史」といったものは可能になると主張する。つまり我々が歴史的にあることは、ある意味で歴史に先立つ。

この主張は、過去が歴史として成立するための条件を、私が自らの在り方を理解するときに働いている歴史的な運動——過去から伝承されてきた人間理解の枠組みを、将来の自らの在り方を形作るものとして現代の私が引き受けること——に求めるものだ。

これに対し、レーヴィットやフィガールによって以下の問題点が指摘されてきた。①歴史的事実の先行性：過去の歴史は現在の私に先立つという事実と、歴史に対する歴史性の先行性はどうか。歴史的事実の先行性ぬきには、歴史的な自己理解すら成り立たないのではないか。②歴史の恣意的選択：現在の私から隔たった過去の他者に由来する歴史を、現在の私の理解を通して「初めて可能になる」ものとみなすのは、歴史を恣意的に理解された客体へと歪めてしまわないか。③私の在り方に還元できない歴史の存在：歴史性が可能にする歴史は、特定の歴史的状況において私がどう振る舞うことができるかの選択肢を与える源泉へと局限されてしまう。これは「歴史」と呼べるものなのか。

ここから、歴史性の議論はハイデガーの歴史論の全体とは折り合わない、失敗した試みと評価されてきた。本発表では、そうした批判に応答可能な歴史性の解釈を示し、他の時期の歴史論とも整合的な歴史性の理解を目指したい。

本発表の構成を記す。手始めに、歴史性概念の生成史を確認する。そもそも歴史性は、フッサールが『厳密な学としての哲学』で行ったような歴史的事実の捨象に対抗して、我々に先立つ歴史的事実を哲学的な人間理解にとって必然的なものとするために導入された概念であった。ここから問題①に応答したい。

次に、歴史性を構成する「先駆的決意性」の働きを分析する。我々はそこで、リッカートによる歴史のア・プリオリな選択モデルとの比較を行う。ハイデガーは先駆的決意性を歴史の「選択の選択」と二重に捉えたことで、リッカートの歴史的構成主義を回避している。ここから問題②への応答として、歴史性は歴史の恣意的な選択ではなく、既に選択された歴史を受容するような態度の選択であることが示される。

最後に、歴史性において歴史の開示を担う「反復」の働きを扱う。反復は歴史性をもつ受容性ゆえに限界があるため、ハイデガーは反復がその都度の歴史理解において開示している以上の潜在的な歴史があることを認めざるをえない。これは問題③への応答であると同時に、隠された歴史を扱う以後の歴史論の展開へとハイデガーを導くものとなる。

ナラティブによる「人生の意味」の侵犯

後藤茉莉栄（東北大学大学院文学研究科）

本稿では、ナラティブが人々のアイデンティティ、人生の意味というものを支配し侵犯する影響力を持つことを明らかにし、そのようなナラティブを批判することを目的としている。

「ナラティブ」という言葉は現在、文学に留まらず様々な場で用いられ、因果関係を持った語りや、小説やドラマのみならず物語的な語りやアプローチを広く指すようになっている。ナラティブ・セラピーやナラティブ・アプローチとは患者が物語を語る心理的療法のことであり、ナラティブ・アイデンティティとは人生を物語的に捉える試み、それによって見出されるアイデンティティのことである。上記から、ナラティブは人々が世界や人生、物事を把握する為の枠組みの一つであるといえる。

実在する人物や出来事をモデルに描かれた物語に対し、そのモデル人物が精神的苦痛、名誉棄損、プライバシー侵害等の被害を受ける問題を「モデル問題」と呼ぶ。この問題は「表現の自由とプライバシーの権利の衝突」、「名誉棄損」という論点に終始しがちだが、筆者はモデル問題がそれ以上の倫理的問題を含み、またこの問題は文学作品に限らず、SNS や動画、マーケティングなどのナラティブでも起こり得ると考えた。本稿ではその問題を、モデル問題も含む語として「ナラティブ問題」と称し、論じていく。そして、このナラティブ問題が、即ちナラティブによる「人生の意味」の侵犯である。アーティストやアイドルは生身の人間であると同時に、キャラクターとしてコンテンツ化されている。その結果、しばしば彼らはフィクション同様にドラマチックなストーリーを辿ることを期待され、それにより精神的に疲弊する事態が見られる。また、エッセイ漫画家を親やパートナーに持った場合、私生活を漫画化されることがある。モデルとなる家族は私生活をデフォルメ、編集された状態で公開され、プライバシーが侵害される以上の深い精神的苦痛を受けることがある。このような苦痛は、「自分の人生/自分の本質とは、このようなものであるのだ」と、自分自身で作り出したナラティブではなく、他者によって作られたナラティブによって自己の本質や人生の意味を決定づけられ、脅かされてしまうという苦痛なのである。または「自分の人生はこんな風に、一貫したストーリー性を有していなければならないのだ」という苦痛も生じうる。しかも昨今のエッセイはモデルに無許可で公開、出版されることが非常に多く、他者の人生を編集し、そのナラティブを支配することへの意識の低さが顕著である。ナラティブ問題は文学に限らずあらゆる場面で発生しており、世界的な社会問題であるにも関わらず、この事態は殆ど認識されていない。

初期 R.M.Hare の指令主義における道徳文の真理性について

駒田 珠希 (北海道大学)

本発表では、指令主義における道徳文の真理性について、R.M. Hare の *The Language of Morals* をもとに検討する。

指令主義とは、道徳文は記述的要素の他に指令的要素を持つとするメタ倫理学上の立場であり、論理実証主義者の A.J. Ayer によって提唱された「道徳文は感情の表出にすぎず、真偽を問えるものではない」とする情動主義から発展したものである。そのため、指令主義は情動主義と同様に非認知主義、表出主義として分類されることが一般的である。このような分類のために、指令主義における道徳文もまた情動主義と同様に真偽が決まるものではないと理解されてきた。

これに対し、本発表では、従来の Hare 解釈とは異なり、Hare の指令主義理論においても道徳文に真理性を認めることは可能であるという自身の Hare 解釈を示し、そこで扱われている「真理」がどのような特徴を持つものであるかを明確にする。

本発表は次のような構成で行う。第一に、Hare が主張している道徳文の論理について、命令文とのアナロジーを用いて整理する。これにより、道徳文は、論理規則に支配される「記述的意味 *descriptive meaning*」と指令性を担う「評価的意味 *evaluative meaning*」の二つの意味を持つことが示される。

第二に、道徳文の論理に関与する記述的意味に着目する。記述的意味は、次の二つの特徴を持つ。一つ目は、評価的意味によって勧められる対象や性質の記述である「事実記述」であり、二つ目は、ある対象を「よい」と判断してそれを勧める際の基準となる「判定基準」である。本発表では、それぞれの点から道徳文の真理性について検討する。特に、道徳文の真理性を記述的意味の「判定基準」の観点から検討した場合には、「道徳原理 *moral principle*」が重要な概念となるといえる。というのも、道徳原理の参照が、道徳文の真偽に関与すると考えられるためである。この場合、道徳原理自体の性質（地域や文化によって相対的な原理であるか、地域や文化を超えた普遍的な原理であるか）が、道徳文における真理の性質（相対的な真理か、普遍的な真理か）に関係すると考えている。

そのため、第三に、道徳原理に関する Hare の見解を確認し、彼が想定していた真理がどのようなものであるかを整理する。また、その際、彼が後の著作の中で影響を受けたと述べている C. Wright の多元主義理論を補助線に検討していく。

以上を通して、*The Language of Morals* を著した初期 Hare の指令主義が、道徳文の真理性についてどのような見解を持っていたかについて、自身の解釈を示していく。

目的意味論における生物学的な目的とは何か

近藤 玲 (筑波大学)

心の持つ重要な特徴の一つに「志向性」がある。志向性とは、知覚や信念などのなんらかの心的表象が持つ「～について」という性質である。例えば、「庭の木に雷が落ちるのを見た」という知覚は、「庭の木に落ちた雷」についてのものである。すなわち、この知覚は「庭の木に落ちた雷」を志向的对象として持つと言える。

このような志向性の自然化は、自然主義的な立場を取る心の哲学における重要な課題の一つである。ある現象を自然化するためには、その現象を自然科学のなかで用いられる語彙によって説明する必要がある。それゆえ、志向性を自然化しようと試みるなら、ある心的表象がなんらかの志向的对象を持つということを自然科学の語彙で説明可能な現象であることを明らかにしなければならない。しかし、心的表象とその志向的对象との関係を単純な因果関係や相関関係に還元することはできない。したがって、志向性を自然化するためには、物理的な一元論の枠組みの中で、心的表象と志向的对象の複雑な関係がどのように形成されているのかを特定することが求められる。

このような志向性の自然化に有効と考えられている立場として、ルース・G・ミリカンの目的意味論があげられる。ミリカンの目的意味論では、ある心的表象がなんらかの志向的对象を持つことを、生物学的な機能が果たす目的によって説明している。例えば、心臓の生物学的な機能については、心臓は血液を循環させる機能を果たすことを目的としており、この目的を達成することが個体の生存に有利にはたらくのでその機能が進化の中で選択され、保存されてきたと説明できる。同様に、雷を知覚することは、雷を知覚できることによってその個体は生存に有利な振る舞いを行うことができるので、雷を知覚することを目的とするような機能を持つ心的表象のメカニズムが保存されてきたということが出来る。

しかし、心的表象の志向的对象は、それを対象とすることによって生存に直接関わるようなものばかりではないように思われる。「紫色のキャンディー」や「大きな掃除機」を知覚したり信念の内容として持ったりすることは十分に考えられるが、これらが進化や遺伝に影響を与えるレベルで生存に有利にはたらいているとは考えられない。では、目的意味論における生物学的な目的は、志向的对象の決定にどのようなレベルで関わっているのだろうか。本発表では、このような生物学的な目的と志向性の関係を明らかにしたい。

仕事の価値再考：仕事は他の活動よりも価値があるか？

榊原清玄（東京大学）

本報告では、一般的にも哲学的にも支持されている「仕事(work)は、仕事ではない活動よりも価値がある」という命題が偽であることを論じる。具体的には、①「仕事」が「雇用労働(employment)」と「生計を立てるために行う活動」または「社会に貢献をする活動」のどれかに解釈できることを論じ、②どの解釈においても、「仕事(work)は、仕事ではない他の活動よりも価値がある」という命題が真にならないことを述べる。

「仕事」が「雇用労働」を意味し、命題が「雇用労働は、雇用労働ではない活動よりも価値がある」であるとしよう。そうすると、雇用の形態を取らない労働よりも雇用の形態を取る労働の方に価値があると主張していることになるが、これはいくつかの問題を引き起こす。まず、雇用の形態を取らない労働、つまりボランティア活動や家庭内労働、育児、介護などが社会において重要な役割を果たしていることを考慮していない。これらの活動は、直接的な経済的報酬がなくとも、私たちの幸福や健康に寄与し、コミュニティの結束力を高めるといった価値がある。実際、これらの非雇用労働がなければ、私たちの生活水準は低下し、社会全体が機能しなくなってしまうだろう。

一方で、「仕事」を「生計を立てるために行う活動」と解釈する場合、命題は「生計を立てるための活動は、生計を立てない活動よりも価値がある」となる。しかしこれもまた問題がある。なぜなら、生計を立てることを目的としない活動も高い価値を持つことは容易に想像できるからだ。たとえば、友人や家族との楽しいひと時を過ごすことや、趣味やスポーツを楽しむことは、金銭的な報酬がなくとも、私たちの人間関係や情緒的幸福、健康、ストレス緩和に大きく寄与する。これらの活動は、人生の質を向上させ、私たちがより充実した人生を送ることを助ける役割を果たしている。

さらに、「仕事」を「社会に貢献をする活動」と解釈する場合、命題は「社会に貢献する活動は、社会に貢献しない活動よりも価値がある」となる。しかし、この解釈も問題を抱えている。なぜなら、ある活動が社会に貢献しているかどうかを明確に線引きすることは困難であるからだ。例えば、個人の趣味やレクリエーション活動が直接的に社会に貢献していないと見なされるかもしれないが、それらの活動が個人のストレス緩和や精神的健康に良い影響を与えることで、間接的に社会全体の幸福や生産性向上に貢献している可能性がある。

それぞれの解釈において命題が偽になることを正当化したのちに、実際には「価値あるものが仕事でも得ることができる」という命題が真であると述べる。その後、本報告の結論が分配的正義と意味ある仕事の議論にたいして重要な示唆を与えることを論じる。すなわち、仕事だけではない活動一般で価値を得ることができるようにするべきだと主張する。

意識の価値論は意識のハードプロブレム解決に寄与するか

佐々木 健人 (新潟大学現代社会文化研究科)

針で指された痛みなどといった現象的な「意識的経験」(あるいは「現象的意識」)には、主観的で質的な“感じ”が伴う。この“感じ”は、それぞれの経験に特有な性質であり、つまりその経験をするとどのようなことか (what it is like to be) を決定する性質である。この性質は「現象的性質」とも呼ばれる。しかしこの現象的性質は、自然科学的(とりわけ物理学的)世界観の下では解明されえないように思われる。この問題は「意識のハードプロブレム」と呼ばれるものである。

Frankish (2016) の考えでは、ここで私たちにとることのできる立場は以下の三つである。

- (A) 急進的实在論：既存の自然科学的世界観を修正し、現象的性質が実在することを認める。
- (B) 保守的实在論：現象的性質の実在を認めながらも、それは自然科学的世界観の下で解明可能なものだと主張する。
- (C) イリュージョニズム：現象的性質は実は幻想であり、その幻想がどうやって起こるのかは自然科学的世界観の下で解明可能だと主張する。

本発表では (A) の代表的立場として「汎心論」を、(B) の代表的立場として「タイプ B 物理主義」を取り上げ、議論や比較を行う。また、そのような議論や比較のための新たな尺度として「意識の価値論」を導入する。

Siewert (1998) の考えでは、現象的な意識的経験を伴う人生と、それを一切欠いた人生(つまり哲学的ゾンビとしての人生)を比べたとき、私たちは前者を強く好む。これが正しいならば、私たちは直観的に、現象的な意識的経験が高い価値を持つと考えていることになる。

しかしハードプロブレム解決を目指す立場のうち汎心論とイリュージョニズムは、意識的経験の持つこのような価値の存在を受け入れることに困難を抱える。もしこれら困難が回避されえないならば、汎心論とイリュージョニズムはその理論的妥当性を大きく失うことになるだろう。したがって意識の価値論の導入は、タイプ B 物理主義を支持する新たな論証を生み出す可能性がある。本発表はその可能性を探るものである。

参考文献

Frankish, K. (2016) Illusionism as a theory of consciousness, *Journal of Consciousness Studies*, 23(11-12), pp. 11-39.

Siewert, C. (1998) *The Significance of Consciousness*, Princeton, NJ: Princeton University Press.

記号現象における概念「意味」の体系的分類

佐々木 智大

「意味」とは何か、という問いは、諸研究分野において独自に見解が提出され、意図主義論争のようにしばしば論争の対象になっていながらも、未だに解決を見ていない問題である。こうした見解や論争は、意味という一つの概念をめぐる言説であるという認識のもとに行われているようである。

しかし実際には、それらの研究領域において「意味」という言葉を用いて議論しようとしている対象は微妙に異なっており、それが議論の解決を妨げているのではないだろうか。

あるいは対称的に、同じ「意味」という言葉を用いながらも、よく吟味されないままに互いの使う「意味」という言葉を、全く違う概念として捉えてしまい、議論が行われないでいる場合がある。例えば意味を戯れと捉えるポストモダニズム的主張と、真理値的意味論、伝統的な言語学の意味論と、文学における意味観がそれであるだろう。

本論ではこうした事情を鑑み、「意味」（と呼ばれてきた概念）の重複の無い体系的な分類を行う。具体的には、「意味」の問題を、記号における形式と内容の代替関係のあり方の違い（代替されている／代替されうる・形式が内容を代替する／内容が形式を代替する・代替が真理値に基づいて可能になる／代替が慣習的なコードに基づいて可能になる）に基づいて四つの相互排他的な概念に腑分けする。

なおこの議論を参考にすることによって、“meaning” や “significance” 等の、意味論において使用される概念の整理に役立つことが期待される。

参考文献

・ Robert Stecker, *Aesthetics and the Philosophy of Art: An Introduction*, Roman & Littlefield Publishers, 2010. (ロバート・ステッカー『分析美学入門』, 森功次訳, 勁草書房, 2013年.)

選択肢集合への制約と適応的選好の自律性を結ぶ

佐々木 梨花（東京大学法学政治学研究科総合法政専攻）

選択肢集合への制約に適応して形成された適応的選好には、何か規範的に問題があるかという点を巡り、肯定否定の両側から様々な議論が提出されている。本発表では、規範的問題性を肯定する側に立ち、適応的選好は選択肢集合の制約への適応によって自律性に対して差し当たり問題があるという主張を、関係的自律の議論を参照しつつ、自律についての広範な立場から擁護可能であることを主張する。

まず、自律をめぐる主要な対比点である内在主義と外在主義とについて整理し、本稿が参照する関係的自律との関わりを明確にすることで、広範な自律論から適応的選好の問題性を指摘できると論じるための準備を行う。大略には、内在主義は自律性には行為者の心的構造への言及のみで十分だと主張し、外在主義はこれを否定して、世界の側に関わる要素への言及が必要だと主張する。また、フェミニストからは、個人が社会歴史的関係や親密な関係に埋め込まれた存在であり、その関係から個人の価値観や行為が影響を受けることを前提として関係的自律が提案されている。本発表では外在主義的自律について分析し、関係性は個人の自律性にとって因果的に影響を与えるという関係的自律の因果的説明と関係性は個人の自律性を構成するという関係的自律の構成的説明の両者(Oshana, 2020)との関連を明らかにすることで、関係的自律は外在主義的自律と同一視されがらだが、これは誤りで、むしろ因果的説明を採用する関係的自律は内在主義的自律に類し得ることを示す。それゆえに、関係的自律を参照するとしても、内在主義的自律にも本発表の主張を擁護する必要がある。

次に、適応的選好の重要な特徴付けである選択肢集合の制約の内容を明らかにし、これへの適応が自律に対して問題があるという主張を、内在主義的自律と外在主義的自律の双方に対して擁護する。まず、Terlazzo(2016)が自律的選好の条件として提示する条件のうち選択肢集合に関わる条件が充足されない状況を、選択肢集合の制約として捉えることを提案する。Terlazzoはこの選択肢集合の制約が端的に自律を損なうと主張するところ、外在主義的な構成的に関係的な自律の説明はこの主張を許容することができるが、内在主義的な因果的に関係的自律の説明からは受け入れられない。そこで、本発表ではこの制約への適応の過程やその様態により、行為者の意思決定の内的過程に因果的に自律を阻害するような影響が生じるという論の可能性を示す。これにより、自律についての広範な立場から、適応的選好は選択肢集合の制約によって自律性にとって問題があるという主張が擁護可能になる。

Oshana, M. (2020). Relational Autonomy. *International Encyclopedia of Ethics* (pp. 1–13).

Terlazzo, R. (2016). Conceptualizing Adaptive Preferences Respectfully: An Indirectly Substantive Account. *Journal of Political Philosophy*, 24(2), 206–226.

トマス・アクィナスにおける人間の知性認識と言葉について

佐竹和香（慶應義塾大学）

トマス・アクィナスによれば、私たち人間は身体と結びついた知性認識を行う。そしてその固有の対象は、可感的事物の何性 *quidditas* や本性であり、私たちはその可感的事物への関係づけによって事柄を認識する。さて、その知性認識のプロセスは以下のものである。私たちは可感的な対象を感覚し、対象の表象像を作り、その表象像から能動知性を用いて抽象し、可知的形象を取り出す。抽象というのは、表象像から個体的質料を切り離すことであり、これによって非質料的にすることができる。そして、可能知性がこの形象を受け取る（受動）することにより、私たちは懐念を持つ。

また、トマスは言葉に関して、以下の三つの区分をしている。一つ目は「知性によって懐念されるもの *id quod per intellectum concipitur*」という音声なしの「心の言葉 *verbum cordis*」、二つ目は「音声の像を有しているところの内なる言葉 *verbum interius quod habet imaginem vocis*」であり、これは実際に発せられる言葉の範型になる言葉である。そして、三つ目が「音声の言葉 *verbum vocis*」であり、外に発せられる言葉である。

本発表の目的は、トマスにおける知性認識の仕組みとそこから発せられる言葉に連続性があるのかを検討することである。上述の「知性によって懐念されるもの」である「心の言葉」とは、抽象された可知的形象のことと思われるが、それが何であるのかを明らかにするためには、まず抽象という行為自体を明らかにする必要があるだろう。

トマスは『神学大全』第一部において人間の知性認識に言及している。そこで彼は、表象像から可知的形象を取り出すときにも「抽象 *abstractio*」という言葉を使い、個物から何性や本性を取り出すときにも抽象という言葉を使っている。この時、前者における抽象は、質料的なものから非質料的なものを取り出すという素朴な意味で使われていると思われる。一方、後者で言われる抽象は、多に共通するものを引っ張ってきて、普遍化をする行為のことを指していると思われる。この二つの抽象は、一見違うことを指しているように思われるが、実にトマスがこの言葉をどのように使い分けているのかは、『神学大全』のみからは明瞭には読み取ることができない。

抽象という言葉は、同義的に使っているのかどうかを明らかにし、さらに異義的に使っている場合には、「心の言葉」につながる抽象はどの意味の抽象であるのかを明らかにしたい。そのために、本発表においてはトマスの別の著作である『ボエティウス「三位一体について」註解』の、抽象について言及されている箇所である、第3章第5問題第3項の主文を読み解いていく予定である。

実在論の根本的問題を回避する：穏当な実在論へ

佐藤巧真（一橋大学社会学研究科）

哲学の議論においては、さまざまな対象や性質について、それを「実在している」と主張する立場がある。こうした立場は一般的に「実在論」と呼ばれる。実在論の例として、道徳的性質の実在を主張する道徳的実在論や、科学実践における観察不可能な対象(電子など)の実在を主張する科学的実在論などが挙げられる。個々の実在論は、批判にさらされつつも、依然として一定以上の説得性をもった立場として扱われている。

しかし、この「(対象や性質が)実在している」という主張の内実をより明確にしていくと、根本的と思われる問題にぶつかる。一般的に、ある対象や性質が実在するという主張は、その対象や性質が、心や言語実践や概念に依存せずに存在しているという主張であると理解されている。この主張には、「心や言語実践からの独立」という独立性の主張と「対象や性質の存在」という存在の主張の2つの次元がある(Miller 2021)。するとここで、独立性の主張については〈人工物や心的状態といった、その存在において心や言語実践が寄与しながらも実在性を直観的に擁護可能な対象が、直ちに排除されてしまうのではないか〉、存在の主張については〈概念や言語実践の寄与の基で真理は把握されると思われるのに、存在の主張の真偽が心や言語実践から独立に定まるとどうやって論証できるのか〉が問題になり、実在論は2つの問題にぶつかることになるのである。この問題は、道徳哲学や科学哲学といった個別の哲学に留まらない問題であるため、これらを解決ないし回避できなければ、実在論の説得性は大きく損なわれてしまう。

そこで本発表では、これらの問題を回避した穏当な実在論を提示する。具体的にはまず、実在論の一般的な構造を整理し、実在論の根本的問題を、それがなぜ問題なのかを含めて説明する。次に、直観的に実在しないとされる対象がどのように心や言語実践に依存しているのかを検討し、独立性の主張を完全な依存関係の否定として特徴づけることによって、人工物や心的状態についても直観に沿う形で実在を主張できることを示す。続けて、存在の主張の問題が「心や言語実践からの独立」を「完全な独立」と考えることに起因することを明らかにしたうえで、独立性の主張の問題への応答を応用することで存在の主張の問題も回避できることを示す。最後に、これらの議論を踏まえ、根本的問題を回避する形で修正された穏当な実在論を提示し、本発表のもつ含意を説明する。

参考文献

Miller, A.(2019) : “Realism”, *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*(Winter 2021 Edition),Edward N. Zalta (ed.), <https://plato.stanford.edu/entries/realism/> 最終閲覧日 2023年4月19日。

〈女性的なもの〉の共同体

——リベラリズムを模倣する倫理的フェミニズム

清水 優輝（同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科）

本発表は、米国のフェミニズム法哲学者ドゥルシラ・コーネル(1950-2022)の議論における、リベラリズムとの距離を問うものである。ジョン・ロールズの議論を援用し、その理論枠組みを尊重しつつ、言わばリベラリズムの内側からフェミニズムの諸問題を扱うコーネルの議論は、先行研究においてしばしば「リベラル」との形容を付されてきた。

だが、フェミニストとして為されてきたコーネルの理論的営為の始点は、あくまでジャック・デリダやジャック・ラカンを援用し展開されてきた「倫理的フェミニズム」に存するのであり、リベラリズムと倫理的フェミニズムの間には明確な距離が存する。故に本発表では、ロールズ理論の内的拡張を図り、一見リベラリズムへの同化を志向しているかに映る彼女の議論が、特殊な戦術的地平の内では為されていることを示すべく企図する。

これに際し、本発表はまず、リベラリズムに対するコーネルの同化的側面を確認する。ジェンダー諸問題へのロールズの応答不可能性を、その静態的な人格概念に帰すコーネルは、ロールズにおける合理的諸人格が所与として原初状態に包摂されていることを問題化する。人格をそこに至るまでの過程を有すものと捉える彼女は、人格の変転する場を「イマジナリーな領域」と形容し、その法的保護を訴えるのである。しかし最終的には、彼女がロールズにおける人格概念以外の要素ほぼ全てを受け入れていることが確認される。

ここから本発表は、イマジナリーな領域内部に位置づけられた〈女性的なもの〉なる概念に注目することによって、コーネルの議論とリベラリズムとの差異化を図る。ラカンを再読する中で提起されるこの概念は、ステレオタイプに還元され得ない各人の多様性の肯定を形象化したものであり、秩序の外部に対する応答責任を含意している。とりわけ〈女性的なもの〉はミメシス概念と結びつけられており、このことが倫理的フェミニズムに対し、「秩序に賦課された役割の模倣の中でステレオタイプと自己との差異を開き、そこに新たな秩序の可能性を開く」といった展望をもたらすものであることを確認する。

最終的には、イマジナリーな領域内部に〈女性的なもの〉が位置づけられることによって、領域画定的な傾向を有すロールズの原初状態が再形象化されることを明らかにする。本発表は、この再形象化により現れた道徳的共同体を「〈女性的なもの〉の共同体」と位置付けることを通し、コーネルによるリベラリズムへのアプローチが、同化を通じた差異化の試みであることを示すものである。このことによって、彼女の議論をリベラリズムに還元され得ない、新たな権利概念の展望を開くものとして提示する。

ハイデガーにおける存在者の存在了解に対する非依存性について

鈴木翔平（東北大学）

本稿は、マルティン・ハイデガー（1889-1976）の前期から中期思想における存在者と存在了解との関係を扱うものである。そもそも、『存在と時間』の目的であった「存在の意味への問い」の究明は、存在者の存在についての何らかの理解を持っている現存在（Dasein）のその存在了解を徹底化すること（Radikalisierung）によって遂行されるはずのものであった。この方法論は、「現存在の存在了解があらゆる存在者の存在を包含している」という前提に基づいているのであるが、ハイデガーのこのような存在者と存在了解についての理解は、『存在と時間』以後、新たな展開へと向かうことになる。それが「メタ存在論」と呼ばれる問題系である。メタ存在論は、「全体における存在者」を主題とするものであり、いわば、『存在と時間』においては検討されていない「現存在を越え出た存在者」について論じるものである。私たちは、メタ存在論の問題系の中で、とりわけ存在者と存在了解の関係について注目し、存在者が存在了解から独立に存在することを主張したく思う。

この目的に対して、私たちが行わなければならない作業は以下になる。まず、『存在と時間』以後に確認される存在了解についての変化として「手許性（Zuhandenheit）の手前性（Vorhandenheit）に対する優位」の逆転が挙げられる。『存在と時間』においては、専ら手前的な存在者（理論的に把握された事物としての存在者）は手許的な存在者（環境世界にあって馴染み深い道具などの存在者）の派生物として捉えられていた。しかし、『存在と時間』直後の講義「現象学の根本諸問題」（1927）において、より広義な手前性概念、即ち自然の存在が導入されることによって手許性と手前性の優位は逆転することになるのである。この事実をはじめに確認する。

ついで、ハイデガー自身が提起する「超越（Transzendenz）」を考察していく。この「超越」によって意味される事柄は、現存在が存在了解を持つことの動的な在り方である。「超越」は、『存在と時間』における「世界内存在（In-der-Welt-sein）」と同義に捉えられているのだが、広義の手前性概念導入後では、「超越」の位置付けは絶対的なものではなく、存在了解との関係が整理されなければならない。

そして私たちは、現存在の側で起こる「超越」の考察と共に、存在者の側で起こる「世界入場（Welteingang）」についての考察も行う。つまり、この「世界入場」は、現存在において「超越」が行われている時に、存在者の側では何が起きているのかについて、私たちに教えてくれるものである。私たちは、この「世界入場」概念を検討することによって、ハイデガーが、存在者の存在了解に対する非依存性を思考していたことを明らかにできるはずである。

性的同意の情報条件

鈴木英仁（京都大学／日本学術振興会）

道徳的に許容可能な性行為の（少なくとも一つの）必要条件として、同意の存在が挙げられる。更に、ここでいう同意は、道徳的に正当な同意である必要がある。一般的には、ある同意が正当なものであるためには、(1)自発的であること、(2)十分な情報を得ていること、(3)主体に同意能力があること、の三つが求められると考えられている。

本発表にかかわるのは、同意主体が十分な情報を得ていなければならないという(2)の「情報条件」である。性的同意のために必要な情報とはどのようなものなのだろうか。

トム・ドハティは、同意主体が決裂事由(*deal-breaker*)、つまり同意主体が事前に知っていたならば行為に同意していなかったであろうような事実にかんして無知であるとき、情報条件は満たされず、したがって同意は正当でなくなると主張している。つまり、性的同意が情報条件を満たすためには、「当該の性行為が有するすべての特徴を知っていたとしても、同意主体は行為に同意したであろう」という反事実条件文が真である必要があるのである。このドハティの議論は、性的同意に必要なとされる情報の種類や内容を客観的な仕方で線引きするのではなく、個人の性的な善の構想によって定まるものとしている点で、リベラルな性的自律の構想をよく反映したものと評価できる。

一方、様々な先行研究が指摘するように、ドハティの議論にはいくつかの無視できない問題がある。特に本発表で焦点を当てたいのは、彼の議論にしたがうと、性的同意に際してわたしたちに余りにも強い開示義務が課されてしまうという問題である。決裂事由にかんする無知の存在が常に同意を無効にするのだとすれば、わたしたちは将来のパートナーの性的同意を得るために、(たとえば)ありうる決裂事由が網羅された長大なリストを用意しておかねばならないように思われる。ドハティの議論が持つこうした受け入れがたい帰結を指摘したのち、この問題を回避するためには、社会慣習——すなわち、当該の社会で支配的な性的な善の構想——を参照し、認識的なコストを削減する必要があると論じる。以上の議論を通じて、現実的な性的同意を可能にし、かつ個人の性的自律を尊重できる性的同意の情報条件についての理論を作り上げることが本発表の目的である。

主要参考文献

Bromwich, Danielle, and Joseph Millum. "Lies, Control, and Consent: A Response to Dougherty and Manson." *Ethics* 128, no. 2 (2018): 446–61.

Dougherty, Tom. "Sex, Lies, and Consent." *Ethics* 123, no. 4 (2013): 717–44.

Lloyd, Alexandra. "Elusive Consent." *Public Affairs Quarterly* 35, no. 4 (2021): 297–314.

批評が鑑賞をガイドするとはどういうことか

銭清弘（東京大学）

芸術批評とは、芸術作品の意味や価値や文脈などについてなにかを述べたり書いたりする活動だが、正確に言って批評家はなにをしているのか。その中心となる作業や狙いは、どのように特徴づけられるのか。本発表の第一の目的は、論争の整理にある。批評の哲学におけるほとんど唯一と言えるコンセンサスは、批評家の目的が読み手の鑑賞的反応のガイドにあるというものだ（Grant 2013）。芸術批評とはなにかという問いは、実質として、鑑賞的反応とはなにかという問いへとバックパスされる。実際、批評に関する既存の特徴づけの間の対立は、鑑賞的反応の特徴づけをめぐる対立としてよりクリアに再構成することができる。促されるものとして想定される鑑賞的反応が異なるからこそ、批評家の作業や狙いについて異なる描像が与えられるのだ。

「鑑賞」はやっかいな用語である。そこには判断する、解釈する、評価する、楽しむ、好むといった意味合いが潜在的に含まれており、どの側面を強調するかによってまるで異なる反応を指示することになる。鑑賞の認知的側面が強調されるならば、批評の中心的役割もまた理論的推論の伝達から特徴づけられることになる（Carroll 2009）。他方、鑑賞の知覚的・実践的・情動的側面が強調されるならば、批評の中心的役割も理論的推論の伝達ではありえないことになる（Cross 2017; Gorodeisky 2022）。

本発表の第二の目的は、Gorodeisky (2022)による統合説の検討である。ゴロデイスキーは、上に挙げたようなさまざまな側面が統合された特殊な反応として「鑑賞」を特徴づけており、これに従って、鑑賞をガイドするために批評家が行う理由づけもまた単に理論的でも実践的でもないとする。統合説は、伝統的に美的経験と呼ばれてきた反応のもとで芸術鑑賞を、あるいは美的価値のもとで芸術的価値を理解するが、ここには問題がある。というのも、芸術批評家が促そうとする鑑賞的反応は美的経験とは限らないし、ターゲットとする芸術作品の価値は美的価値とは限らず、そもそも価値であるとも限らないのだ。

Carroll, Noël. 2009. *On Criticism*. Routledge. ノエル・キャロル『批評について：芸術批評の哲学』。森功次訳。勁草書房。2017。

Cross, Anthony. 2017. “Art Criticism as Practical Reasoning.” *British Journal of Aesthetics* 57 (3): 299–317.

Grant, James. 2013. *The Critical Imagination*. Oxford University Press.

Gorodeisky, Keren. 2022. “Must Reasons Be Either Theoretical or Practical? Aesthetic Criticism and Appreciative Reasons.” *Australasian Journal of Philosophy* 100 (2): 313–329.

パトナムの意味論的外在主義再訪

高木博登（京都大学大学院文学研究科）

本発表ではヒラリー・パトナムの意味論的外在主義を扱う。意味論的外在主義とは一般に、話者が用いる語の意味が当該の話者の内的な心理状態だけでは決まらず、その話者が属する社会的環境や物理的環境に左右される、と主張する立場のことを指す。この意味論的外在主義には様々なヴァリエントが存在するが、とりわけパトナムの意味論的外在主義は、自然種に関する古典的本質主義を構成要素の一つとする物理的外在主義として理解されることが多い。すなわち、自然種語の意味は——たとえ話者が自然種についてなんらの知識を有していなくとも——自然種の持つ分子構造といった内在的性質によって構成される、という主張がパトナムに対して帰せられてきた。

しかし、物理的外在主義の妥当性それ自体は脇に置くにしても、パトナムに物理的外在主義を帰することには解釈上の問題がある。というのも、意味論的外在主義はパトナムがいわゆる「転向」を繰り返してもなお、そのキャリアを一貫して保持し続けた立場であるが、物理的外在主義に含まれる自然種に関する古典的本質主義は、内在的実在論以降の、私たちの認識的探究においてはカテゴリや概念を世界の側に投げ入れていくという構想と齟齬を来すように思われるからだ。また、パトナムの意味論的外在主義がもっとも詳細に展開される『意味』の意味 The Meaning of 'Meaning'」のなかに古典的本質主義を支持するような記述は見当たらないし、それどころかパトナムは、自然種の存在が私たちの認識的探究に依存していることを主張してすらいる。

従来のパトナムの意味論的外在主義に関する解釈に対するこの問題意識に基づき、本発表では以下二つの課題に取り組む。すなわち、(1) 物理的外在主義解釈が『意味』の意味における記述と整合的ではないことを指摘し、そのうえで、(2) パトナムの意味論的外在主義に関する本発表での解釈を提示する。結論を先取るならば以下のようなになる。すなわち、パトナムの意味論的外在主義は、自然種名の意味の少なくとも一部が現代の専門家集団への想定上の委任によって決まると主張した。そしてそれは、科学的探究が十分に続けられたならば、諸理論は互いに近しいものになるという収束仮説に裏付けられている。いわばパトナムの意味論的外在主義は「収束的外在主義」として解釈されるべきなのだ。

哲学におけるモデリング革命とアーギュメントによらない哲学：あるいは分析哲学の終焉？

高取正大（慶應義塾大学）

こんにちの分析哲学では、周知のように、哲学方法論（メタ哲学）に対する関心が非常に高まっている。特に近年の興味深い動向として、モデル構築（**model-building**）もしくはモデリング（**modeling**）を哲学の主要な方法論として位置づけようという提案がある。T. ウィリアムソンを代表的な支持者とするこの提案によれば、哲学の理論的探究の主要な部分は、様々な分野の経験科学と同様に、研究対象となる実在の一部を抽象したモデルを構築することとして理解すべきである（cf. Williamson (2017), (2018)）。もしこの提案が受け入れられるのであれば、哲学的探究はどのように行われ、どのように前進しうるのかといった問題に対して、明快な解答を与えられる見込みが立つ。つまりそれらは、研究対象の違いを除いては科学と同様である。他方でもしこの提案を自覚的に採用するのであれば、哲学において伝統的に枢要とされてきた手法の一部は、その重要性を大幅に減ぜしめられることが避けられない。例えば、必要十分条件のかたちでの分析の定式化とそれに対する反例の提示といった手続きは、モデリングとしての哲学のもとでは、もはやごく限定的な役割しか果たさないとされる。よってウィリアムソンの提案は、顕著に改訂的な側面をもつ。彼いわく、「モデル構築の方法論が哲学に対してもつポテンシャルは、まだ探索され始めたばかりである。その射程と限界は 50 年後により明らかになるだろう（Williamson (2018), p. 22)」。

ウィリアムソンのこのようなリマークは大胆にも響く。だが発表者の見立てではむしろ、もしこの提案のポテンシャルが十分に引き出されたならば、それは、上記のリマークが全く慎ましく見えるほどに改訂的な結果をもたらすように思われる。発表者の考えでは、もしモデリングとしての哲学という捉え方が徹底されたならば、そしてその結果哲学が方法論的に十分に自然化されたならば、アーギュメントの構築や評価といった作業は、哲学にとってもはや中心的な営為ではなくなるという可能性が示唆される。

本発表では、モデリングとしての哲学という哲学観について、批判的に考察するよりも、むしろそれを十分に展開したときに哲学はいかなる営みになるのかということを検討し、発表者の考えている上述のような示唆について論じたい。なお本発表はその性格上、何かの正当化を試みるというよりも、“思考触発型”のものになることをどうか了承されたい。

参考文献

Williamson, T. (2017), “Model-Building in Philosophy”, in Blackford, R. & Broderick, D. (eds.), *Philosophy's Future: The Problem of Philosophical Progress*, Wiley-Blackwell, pp. 159—73.

----- (2018), “Model-Building as a Philosophical Method”, *Phenomenology and Mind* 15: 16—22.

集合は福利を持ちうるか

高橋 礼 (東京大学 法学政治学研究科)

私たちの生の状態はときに良好であったり不良であったりする。すなわち、私たち個人はそれぞれ福利を有する。では、国家、企業、大学といった集合的存在者はどうか。

集合の福利は、道徳・政治哲学および社会科学に対するその潜在的な重要性にもかかわらず、これまでほとんど検討されていない (例外として Wiland 2022)。そこで本発表では、集合的福利という発想の魅力とこれに対する可能的異論を提示し、集合的福利を擁護するための一つの道筋を示すことで、この新たな研究領域を切り拓くことを目指す。

集合的福利を擁護するために乗り越えなければならない可能的異論として第一に、福利主体の意識要件からの異論がある。多くの福利論者が、任意の存在者が福利主体であるためには、その存在者が現象的意識を経験可能である必要があると考える。国家や企業などの集合がそれ自体で現象的意識を経験しうるとは考えづらいため、この要件を受け入れるならば、集合的存在者は福利を持ち得ないだろう。この異論に対して、本発表では、福利論で広く共有される人生福利 (life-time well-being) と瞬間福利 (momentary well-being) の区別に依拠しつつ、意識要件を弱めることで応答可能であると論じる。

第二に、集合的福利は問題含みの規範的含意を持つという異論がありうる。まず、私たち道徳的行為者には相手の属性にかかわらず、他者の福利を一般的に促進する一応の道徳的理由があるという考えには魅力がある。しかし、これを受け入れるならば、私たちは他の個人だけではなく国家や企業など集合の利益をも促進する道徳的理由を有するということになりうる。これは集合に属する個人に対してそうではない個人より大きい利益を与える二重計上を正当化しうる。この異論に対しては、道徳的地位を持つことと福利を持つことの区別を導入し、誤った二重計上を回避することが可能であると論じる。

最後に、集合的福利の発想が政治・法哲学にもたらす含意について触れる。国家が福利を有し、また規範理由を持ちうる集合的行為者であるという主張が正しいと仮定すると、国家は自身の集合的福利を促進する賢慮理由 (prudential reason) を有するという結論が自然に導かれる。国家の集合的福利が少なくとも部分的にはその構成員である国民の福利の集計により構成されていると考えるならば、国家が第一義的には自国民の福利を促進する責任を負うという説得的な政治哲学上の主張の説明が可能となる。また、賢慮規範は時点中立性を要請するため、将来世代の福利をめぐる国家に強力な規範的指針を提供しうる。

Wiland, E. 2022. "What is Group Well-Being?" *Journal of Ethics and Social Philosophy* 21, no. 1: 1-23.

ドゥルーズ『シネマ』における視覚的イメージの読解について

瀧口隆（大阪大学）

本発表では、ジル・ドゥルーズ（1925-1995）の後期の著作である『シネマ2 *時間イメージ』（1985）の「第9章 イメージの構成要素」を中心に、映画の脱言語的な読解可能性を考察していく。映画は音と映像からなる表現であり、言語活動による表現とは違うシステムをもっている。そのシステムは、イメージと記号で構成されるような言語以前の言表可能な素材を明らかにする。言語活動がその素材を通して言表を生み出すのに対して、映画は言表を前言語的な記号とイメージのシステムに引き戻し、言語的な言表とは異なる仕方で、言表可能なものを提供する。

本発表で取り扱う第9章は、イメージを構成する「視覚的なイメージ」と「音声的イメージ」の関係の、サイレント期からトーキー、現代映画にかけての変遷を追いながら、いかにして非言語的な「イメージ」が読解されるのか、という問題を主題とする。サイレント期では、見られるイメージと読まれる字幕の合理的な接続によってイメージは読解されていたが、トーキーに移行することで視覚的イメージは可視的なものであると同時にそれ自体で可読的なものとなる。さらに字幕で表示された言語行為は「音」によって表現されることで、物音や音楽との区があいまいとなり「音声的イメージ」として自律的になる。そしてジャン・リュック・ゴダール、ストロブ＝ユイレ、マルグリット・デュラスなどの「現代映画」においては、「視覚的イメージ」と「音声的イメージ」は非合理的に切断、再連結され共約不可能な関係を結ぶ。このとき視覚的イメージの読解は、言語活動のものとは異なる新たな意味をもつようになる。

ある視点から、ある主体によって語られる「物語」として諸断片が総合され全体化することに抗し、むしろ諸断片間の関係の無根拠さを暴き、あらゆる諸断片がただ並列し合う潜在的な「間隙」の力を『シネマ2』では強調する。この視覚的イメージと音声的イメージの非合理的切断もその間の「間隙」の力のあらわれではあるが、しかしそれらはすべて無根拠な「間隙」という一者に還元されるわけではない。「読解」は、分離する両者が自由間接話法的な関連をもつところに生じるのである。第9章でなされる議論こそが、断片的な視覚的イメージが「物語」として総合され全体化することなく、それ自身で読まれることで新たな意味をもつことを示す。これこそが、画一的な解釈に抗する映像がもつ力、全体化に抗する諸断片の厚みを引き出す映画表現の特異性なのではないか。

参考文献

ジル・ドゥルーズ、『シネマ2 *時間イメージ』，岡村民生・大原理志・江澤健一郎・石原陽一郎・宇野邦一訳，法政大学出版局，2006

アガンベンの言語論 —言語活動、しるし、アーカイブ—

竹下 涼（京都大学）

本発表では、イタリアの哲学者ジョルジョ・アガンベンの言語論を扱う。アガンベンは、近年の世界情勢も相まって、生政治の理論家であることが強調され、ますますそうした側面が前景化されている。一方で、彼が美学出身の哲学者であることやハイデガーの存在論に多大な影響を受けながら自身の哲学を彫琢していったという背景があることにはそれほど注意が向けられていないように思われる。とはいえ近年では、日本国内でも、中村（2019）による「前提化構造」を超えて—ジョルジョ・アガンベンにおける onto-logia の問題」など、アガンベンの存在論的な側面の研究も行われるようになり、今後のアガンベン研究はいつそ彼の活動の多面性へと関心が向けられるようになるだろう。本発表が彼の言語論を扱うのも、こうした文脈に位置づけられる。

さて、1968年の論考「言語活動の木」以来、言語活動 *linguaggio* はアガンベンの哲学にとって重要な論点であり続けている。とはいえ、アガンベンにとって言語活動とはどのようなものであるのだろうか。こうした疑問への回答を同論考はその末尾でわずかに示唆している。すなわち、「言語活動の本質は、コミュニケーションや表現の手段である有意味な音声であることを尽きるのではなく、その意味論的性格は、言語活動が根源的に存在へと帰属していることを示すにすぎないのである」。つまり、アガンベンにとって、言語の問題とは存在の問題とは切り離しえないものであると考えられる。じっさい、アガンベンは、同論考のなかで、言語活動を記号の体系へと還元しようとするあらゆる試みを批判し、言語活動の存在論的な側面をことさらに強調している。

また、言語活動は方法論的な観点からもアガンベンの哲学にとって重要な論点となっている。その方法論は「哲学的考古学」と呼ばれるものであり、アガンベンは『事物のしるし』の第三章で、そうした自身の哲学の方法について自己言及的に述べている。ここでアガンベンは、言語学者エミール・バンヴェニストの言表理論と知の考古学者ミシェル・フーコーの言表理論（アーカイブの学）とのあいだに秘密の糸を見いだす。言表行為（アガンベンはこれを言語活動の純粋な生起と考える）が両者の関係をとっている。このように、両者の近接性に言及するのは『事物のしるし』が初出ではなく、じっさい、その記述の多くは彼の「ホモ・サケル計画」の第三巻『アウシュヴィッツの残りのもの』ですでに示されていたものである。本発表では、主に『アウシュヴィッツの残りのもの』ならびに『事物のしるし』を中心に、彼の言語論を読み解いてゆく。

すべての認識的価値は真理の価値に由来するか？

谷川 綜太郎（千葉大学）

知ることや理解することには何らかの価値があるように思われる。このような価値を認識的価値と呼ぶ。では、認識的価値とは具体的にどのようなものだろうか。まず思い付くのは、目的を達成する手段としての価値である。たとえば、「大会の会場は東京にある」という知識には、少なくとも「大会の会場に辿り着く」という目的を達成する手段としての価値がある。役に立たない瑣末な知識を除けば、知識には一般にこのような価値があると考えられる。

ところで、このような価値は真理の価値に由来するものである。すなわち、「大会の会場は東京にある」という知識に手段としての価値があるのは、この内容が真であるからに他ならない。このことは、「大会の会場は京都にある」という偽なる信念では目的を達成できないことから明らかである。では、真理の価値に由来しない認識的価値はあるだろうか。これが本発表を動機付ける問いである。

知識を手がかりにしてもう少し考えてみよう。たとえば、知識を「正当化された真なる信念」と考えるなら、そこに含まれる「正当化」という要素には何か別の価値があると考えられるかもしれない。とはいえ、正当化を「信念が真である可能性を高める手段」と考えるなら、そこにはやはり真理の価値に由来する価値しかない。このように、非常に簡易的な考察ではあるが、知識の価値の大部分は真理の価値に由来するものだと考える理由がある。そこで、本発表では理解の価値に焦点を当ててみたい。

方針を簡単に示しておこう。着目するのは、理解するためには情報の「説明的関係や、整合性を生み出す諸関係をつかむこと」が必要だとする考え（Kvanvig 2003）である。この考えに基づいて、適切な説明を提供できるようになることが理解の価値の一つだと考える。さらに、この価値が真理の価値に由来しないものだと主張することを目指す。そのためにはいくつかの理論的課題を解決する必要がある。たとえば、説明的関係とは何かということ、さらに詳しく説明する必要がある。なぜなら、つかむべき説明的関係が真なる命題によって完全に表現可能であるなら、適切な説明を提供できるようになるという理解の価値も、結局のところ真理の価値に由来するものだということになるからである。本発表では、主にこのような理論的課題に取り組む。

参考文献

1. Jonathan Kvanvig. *The Value of Knowledge and the Pursuit of Understanding*. Cambridge University Press, 2003.
2. Patrick Bondy. Epistemic Value. *The Internet Encyclopedia of Philosophy*.

自律型兵器システムの有意なコントロールとその倫理的規制について

張開慧（広島大学）

自律型兵器システムとは、人間の介入なしに攻撃行為を自ら決定し実行できるシステムを指す。自律型兵器システムの倫理的含意に関する議論は 21 世紀初頭に遡り、その使用の擁護者であるロナルド・アーキンは、自律型兵器は人間の兵士よりも倫理的でありえると主張している。その理由は、自律型兵器は人間より高度な決定能力や情報処理能力を持ち、人間と異なり感情や認知のバイアスに左右されないからである。しかし一方で、自律型兵器システムは紛争の閾値を下げた戦争をより起こしやすくするかもしれないし、現在の自律型兵器では軍事ルールや正義を遵守することが困難だという批判もある。

さらに上記の問題が解決されたとしても、自律型兵器システムの「責任」に関する倫理問題が残る。自律型兵器は人間が直接的にコントロールしなくても行動できなければならない。しかし、機械の「自律的」な行動について、機械自身が責任を取ることはできないし、他の人間の誰かが責任を取ることも不合理である。そこから、責任の空白または責任のギャップが生じる。責任を負う人がいない戦争は、正義の戦争とはみなされない。さらに、機械には、人間の生命の価値を真に尊重することも、その喪失の重大さを理解することもできない。そのため、生命を奪うかどうかを決めることを機械に任せると致死的意思決定の重要性を損ない、このような「アルゴリズムによる死」は人間の尊厳に反しているという批判もある。このような批判の有効性を認め、自律型兵器を国際的に禁止するべきだと主張する論者も多い。しかし選択肢は本当にそれしかないのだろうか。

本稿では、自律型兵器システムの全面禁止は有害であり、そもそも成功する可能性が低いことを踏まえ、自律型兵器システムの使用に適切な規制を加えることでその危険性や倫理問題を最小限にする道を探るべきだと主張する。そのためには人間による有意なコントロールを確保し、人間の生命に関する判断の最終的な決定は、機械ではなく、常に人間によって行われるべきだと論じる。また本稿では、人間と機械の「相互作用」を規定することで、人間による有意なコントロールを確保するための方法を提案する。具体的には、人間が自律型兵器システムを戦争のどの段階のどのタスクにおいて、いかに運用するべきかを考察し、システムがそれらのタスクで果たす役割を規定することで、自律型兵器システムに人間による有意なコントロールを確保できると主張する。

文献：

グレゴワール・シャマユー（2018）『ドローンの哲学——遠隔テクノロジーと〈無人化〉する戦争』渡名喜庸哲訳、明石書房

Ronald C. Arkin (2009) *Governing Lethal Behavior in Autonomous Robots*. Routledge.

笑劇的な失敗について

徳永 怜（立命館大学）

ミシェル・フーコー（1926-84）は、知がいかにして人間主体を作り上げるのかを、「権力」pouvoir という概念を用いて分析したフランスの思想家である。彼が1970年から84年にかけて行ったコレージュ・ド・フランス講義録の刊行に伴って、近年その権力論の再評価が行われている。講義録には彼の著作に記された問題枠を大きく超える主題が扱われており、それらを検証することは思想研究において読解を補完する以上に価値のあるものとなるためである。

こうした研究状況を受けて、本発表では1975年刊行の『監獄の誕生』と同年講義録『異常者たち』を反復的に読解する。『異常者たち』で扱われている笑劇を援用した権力分析（「ユビュの権力」）が、『監獄の誕生』でたびたび問題となっていた「監獄の失敗」、規律化、服従化の失敗という問題を読解する上で重要な機能を持つためである。

講義録刊行に伴った主体化論の変容をふまえた上で、本発表の位置づけは以下のように説明できる。

かつて、ミシェル・フーコーの『監獄の誕生』は規律を内在化させるディストピア的な社会構造を指摘したものとして読まれていた。しかし、従来の単純な主体化論では説明できない「主体化＝服従化」を拒否する「非行者」、「異常者」という存在が『監獄の誕生』、『異常者たち』において指摘される。功利主義者の構想を抽出して作られた理念的な規律権力論のみでは回答できないこの問題にどのように答えるかをめぐって、これまで実にさまざまな権力論読解がなされてきた。本研究ではここで、失敗を許容しつつ運営されるという統治性論からの読解を引き受けつつ、「笑劇」という論点からの読解をさらに提示したい。

「非行者」、「異常者」に次ぐ第三の従属化されざる者としての「小役人ユビュ」という笑劇上のキャラクターを導入することで、「監獄の失敗」をめぐる読解にこれまで登場することのなかった、法的に承認された専門家-行政官僚の失敗と、知を構成する権力への批判という視座を提示する。

カント啓蒙の再検討

——「世界市民的教育」を踏まえて——

内藤正博（大阪大学大学院人文学研究科 哲学哲学史）

本発表の目的は、先行研究におけるカントの「啓蒙」に関わる解釈を批判することにある。批判の要点は2つにまとめられる。①「啓蒙と教育のパラドックス」と呼ばれるものの不可能性について。②カント啓蒙の本質を、人間の内的な「決意と勇気」に求めるような解釈の不適切さについて。

『啓蒙とは何か』において啓蒙は、「未成年状態からの脱出」という定義において語られる。未成年状態とは、「後見人」である他者や制度の指導に頼り、「みずからの悟性を使用する能力のないこと」である。そこからの脱出としての啓蒙は、「自立的に思考すること(Selbstdenken)」、「理性を公的に使用すること」、「世界市民的であること」を同時に要請する。そしてカントは、その妨げとなる「後見人」を批判するのである。

一方、ここで意味されている「未成年」は、限定的意味合いを持つ。Hinske の分類に従い、法的なレベルの未成年と道徳的なレベルの未成年が存在すると考えた場合、啓蒙において名指されている未成年状態は後者の「道徳的未成年」である。

ここから派生して、未成年概念の区別に対応した「後見人」概念における区別を検討する。すなわち「法的後見人」と「道徳の後見人」である。カントが啓蒙の妨げとして批判するのはあくまでも「道徳の後見人」の方であり、「法的後見人」、主に子どもに対する後見人としての教育者については言及されていない。ここで啓蒙のプロセスの中に、いわば合法的な後見人としての教育が入り込む正当性が確保される。この議論から、「自立的思考」と真っ向から対立しうる後見人的性格を持つ教育が、啓蒙を阻害するのではないかという、カント教育学研究においてしばしば取り上げられてきた疑念＝「啓蒙と教育のパラドックス」は起こり得ないと主張する(批判①)。

教育に正当性があるとすれば、その教育はカントにおいて「世界市民的教育」とされるものである。『教育学』において論じられている内容から、それは啓蒙を志向した、理性的存在者としての人間形成であることを示す。カントは、このような教育を受けて理性能力を有しているにも関わらずそれを公的に使用しない人々に忠告しているのである。しかし、自然的成年でありながら道徳的未成年である人に対し、国家市民から世界市民へ＝理性の私的使用から理性の公的使用へ移行する方法を説くのは、まさに後見人的・他律的行為であり、啓蒙の理念に反する。カントはその自律的移行の原因を個人の「決意と勇気」によって説明することしかできない。よって、カントの啓蒙概念においては消極的に解釈されるべきであるとして、従来の解釈を修正する(批判②)。

「マルクスのヘーゲル」への視線 —カール・レーヴィットからユルゲン・ハーバーマスへ

中谷 勇輝（東京大学）

1883年、カール・マルクスが亡くなった。そして1930年代、著者の没後約半世紀を経て、ようやくいくつかのテキストが出版された。『経済学・哲学草稿』（以下、『草稿』）の出版は1932年のこと、そして『経済学批判要綱』（以下、『要綱』）の出版開始は1939年のことである。こうした事情を受け、20世紀半ばにマルクスを読む者はこれらのテキストの存在を無視することができなくなった。

ところで『草稿』は、その内容を見れば分かるように、ヘーゲルの『精神現象学』を批判的に乗り越えようとするものであった。またエンゲルスへの書簡（1858年1月）に記されているように、『要綱』を執筆するマルクスは、「ヘーゲルの論理学にもう一度目を通し」ていたのであった。したがってこれらのテキストを読む者は、たんにマルクスと対峙するだけでなく、同時に「マルクスのヘーゲル」とも出会うことを迫られる。そして実際のところ、少なからぬ読者が「マルクスのヘーゲル」との出会いを意図してマルクスのテキストを手にとっていたのである。

とはいえ無論、マルクスは決して、ヘーゲルを手放しで礼賛することがない。むしろ彼が目指したのはヘーゲルを批判的に受容することである。そして同様に、テキストのうちに「マルクスのヘーゲル」を見出そうとする者も、決してヘーゲルを無垢な目で見ることがない。彼らはマルクスのテキストを読むことで、マルクスの名を借りてヘーゲルを批判し、またヘーゲルの思想を批判的に受容するのである。

以上の前提のもと、本発表を通じて私が第一に目指すのは、20世紀半ば（の、とりわけドイツ）における重層的なヘーゲル批判の論点を取りまとめることである。そのさい集中的に取り上げられるのは、カール・レーヴィットの『ヘーゲルからニーチェへ』（1941年）とユルゲン・ハーバーマスの『認識と関心』（1968年）である（時間に余裕があれば、マルクーゼやアドルノの議論についても検討する）。これらの著作はそれ自体、いわば“ヘーゲル的”で“弁証法的”な歴史哲学の書物として執筆されているのであり、そのような著者の態度それ自体が、“ヘーゲルの批判的受容”という意図を示している。しかしいずれにせよ、本発表の当面の課題は次の通りである。『草稿』や『要綱』の出版が始まったあと、20世紀半ばのドイツにおいて「マルクスのヘーゲル」はいかにして読まれたのか？

とはいえ実のところ、これは私にとって“第一の課題”にすぎない。むしろ私の関心は、ヘーゲル哲学によってそれらの批判に対して重層的に応答することへと向けられている。本発表は、いわばそのための布石である。

ヘーゲル『精神現象学』における良心と知

中村陽太（東京大学）

本稿の目標は、『精神現象学』（以下『現象学』）全体の目標が真なる知の生成であるということ念頭に置き、同書の良心論の末尾において成立する相互承認は、実践的な事柄である以上にまずもって真なる知をもたらすと主張し、またそこで生成した知がいかなるものであるかを見定めることである。

『現象学』の良心論に対する研究蓄積が、近年急速に進んでいる。国内では『ヘーゲル哲学研究』にて過去10年間で同論を主題とした論文が4つ公刊され、国外でも近年刊行されたブランダム、ベルトラムのコメンタリーが同論に比重を置いている。この動向は大まかに①良心論を、カント・フィヒテ等他の哲学者の著作、あるいはヘーゲルの『現象学』以外の著作と比較して論究する、②良心論に登場する特定のモチーフと現実社会の関わりを考察する、の二つの関心により駆動されているように見える。これらの関心は、良心論が義務・善悪・相互承認といった実践哲学でよく見られる主題を論じており、また現実の政治・社会の歴史を記述した『現象学』精神章の末尾に位置していることに由来しているだろう。

こうした動向に対し、本稿は、良心を知（Wissen）の観点から捉えると同時に、可能な限り『現象学』全体の議論に即して良心論を扱うこととする。なぜならば、本稿でみていくように、『現象学』全体において真なる知の生成が目標となっており、各々の段階においても意識がいかなる知を有しているのかという主題が通底しているからである。また、良心（Gewissen）はそれ自身「共に知るもの」という意味で知としてのあり方を呈しており、良心に先行する知や最終的に生成する知との関係において捉えられるべきものだからである。

本稿は、三節構成になっている。第一節では、良心論を考えるための前提として『現象学』に登場する意識・自己意識がいかなる知を有するかに関して基本的な説明がなされている感覚的確信論・自己意識章冒頭部をみていくことで、意識が抱いている知（すなわち確信）がいかにして否定されていくかを確認する。第二節では、良心論の前半部を扱い、良心が先行する知と照らし合わせていかなる知を有するかを見ていき、良心の普遍的な共同知がここでいかにして成立し得るのかを確認する。第三節では、良心論の後半部を扱い、良心の普遍的な共同知が否定され、ともに良心の一形態である行為する意識と判断する意識の相互承認を経て、『現象学』で生成した真なる知がいかなるものであるかを見定める。

ラカンと ChatGPT

花澤 創一郎（東京大学）

昨今では、ニューラルネットワークやディープラーニングなどの技術によって飛躍的な進化を遂げた人工知能が大きな影響力を持つようになってきている。OpenAI が開発した「ChatGPT」はその筆頭であろう。「ChatGPT」は「GPT」と呼ばれる大規模言語モデルをベースに作成されたチャットサービスであり、人間と人工知能の間で、これまでにないほどの自然なコミュニケーションを可能にした。だが一方で、なぜそのような高いパフォーマンスを出力できるのかについては、開発者たちにさえ不明な点が多いと言われている。

時を遡ることちょうど 70 年。1953 年のパリには、フランスの精神分析界で自らの立場を表明し、のちにその理論形成の最盛期を迎えようとした人物がいた。それが 20 世紀フランスの精神分析家、ジャック・ラカンである。彼はソシュール、ヤコブソンらの構造主義言語学の知見を取り入れながら、フロイトの精神分析理論を独自に発展させた。

当時流行していたウィーナーのサイバネティクス理論にも通じていたラカンの言語理論は、奇しくも現代、新たに登場した言語を生成する人工知能を駆動しているメカニズムを言い当てているように思われる。

彼はソシュールが『一般言語学講義』（1916）において提唱した「シニフィアン」「シニフィエ」という概念を継承し、人間における言語の生成を「シニフィアン」の自動運動として記述しようとした。ラカンによれば、シニフィアンの運動を支配する法則の一つに「換喩」というものがある。換喩は、用法的に近接した言葉を用いて置き換えるという比喩の一種である。彼は、人間は発話するときに、全ての単語（＝シニフィアン）をその都度考えて話しているのではなく、近接した語群によって構成される一連の言い回しを切り貼りして、いわば何も考えなしに、自動的に言語生成しているのだと主張した。

大規模言語モデルの GPT-3（あるいはその拡張版である GPT-4）は、大量のテキストデータ読み込み、ある言葉の次にどのような言葉が続きやすいのかの確率分布を学習して言語生成を行う。つまり、換喩的に言語を生成している。そのような言語生成がここまでの実用性を発揮するということは、我々人間の発話もまた「こう来たらこう続く」という言い回しによって構成されているにすぎない可能性を示唆している。だが他方でラカンはシニフィアンの運動法則として、「換喩」と並んで「隠喩」があると述べる。そしてこの「隠喩」こそが人間の主体に関係しているとされる。

人間の言語と人工知能の言語はいかなる点で一致し、いかなる点で異なるのか。本発表では、ラカンの言語理論と GPT モデルの言語生成プロセスを比較することで、互いを媒介項として両者の理解を深めるとともに、その射程を考察する。

フェリックス・ガタリと実存の問題

—実践と理論—

濱田力稀（大阪大学人文学研究科）

本発表では、フェリックス・ガタリにおける「実存(existence)」の語を主題として扱う。この語はガタリの後期(1980年代～1990年代)にあたる著作において、使用頻度が急増する語である。しかしながら、この語を主題として扱っている研究は多くなく、英語の論文で散見される程度である。そこで、いまだ研究がなされていないこの「実存」の概念に焦点を当てる。それに加えて、本発表ではガタリの実践にも目を向ける。ガタリ研究においては、彼の難解な理論とドゥルーズとの共著にばかりに注目が集まる傾向にある。そこで、ガタリの実践と理論を並行して取り扱うことで、実践と理論の結びつきを明確にすることを目指す。これによって、一見するとつかみどころのないガタリの理論や概念が、現実に根を張ったものであることを示す。

本発表で問題となるのは、実存という語は何を意味しており、どのようにガタリの理論と実践において機能するのかということである。ガタリは『分裂分析的地図作成法』で「実存化する機能」という言葉を用いる際に、ドゥルーズは存在と非存在の脱構築を行ったのであり、実存化する機能はその延長にあると主張する。また、千葉雅也は『動きすぎてはいけない』において、存在と非存在の脱構築の先にあるのは「生成変化(devenir)」であると述べる。では、「実存化する機能」とは「生成変化」と同一のものなのであろうか。もしそうであるとしたら、なぜガタリはあえて「実存」という語を使うのだろうか。これは1980年代から1990年代の情勢を考えると、考察するに値するものである。というのも、ガタリはサルトルから大きな影響を受ける一方で、当時はサルトル離れが主流だったからである。また、後期のガタリは「エコゾフィー(écosophie)」と彼が名付けた環境問題にも積極的に関わる実践を展開してもいた。サルトル離れとサルトルの著作、「L'Exis-tentialisme est un Humanisme」(実存主義は人間主義である)を考えてみても、整合性がとれないのである。ではガタリの「実存」の概念とはどのようなものなのであろうか。

そこで本発表は、ガタリにおける「実存」の語の意味と機能を明らかにすることを目指す。重要になるのは、実存と生成変化の概念の関連、ドゥルーズにおける存在論、「分裂分析的地図」といった問題/概念群である。それに加えて、これら概念群、問題群に対応する実践を扱い、概念がどのように使われ、機能していたのかを確認する。

『論理学研究』において直観とはいかなる作用であるのか

林 成彦（北海道大学文学院）

直観 *Anschauung* はフッサール現象学において根本概念の一つであるが、本発表では、とりわけ初期のフッサールにおいてそのような直観が実のところどのような作用であったのかを、他の作用との区別という観点から、できるだけクリアに描き出すことを目標とする。本発表が意義あるものであることを示すために、まずは以下で初期フッサールが抱いていた哲学的モチベーションを確認したい。

フッサールは初期の著作である『論理学研究』（以下『論研』と記す）において、我々の意識（主観）と理念的・普遍的対象の関係を問題にし、その関係を探求するために、意識の内容の正確な記述を通して、そのような対象の認識を可能にするような私たちの主観が携えるべき条件を突き止めようと試みた。この時、理念的・普遍的対象としてフッサールが想定したものは論理的諸概念であり、「論理的諸概念を、つまり諸概念及び諸法則を、認識論的に明晰判明 *erkenntnistheoretische Klarheit und Deutlichkeit* にする」（XIX/1,9）ことこそ現象学が担うべき課題として打ち立てられたのであった。

さて、この『論研』で設定された課題において、その探究に際してフッサールはまず次のような説明を行う。「妥当な思考単位としての論理的諸概念は直観のうちにその起源を持たなければならない。 *Die logischen Begriffe als geltende Denkeinheiten müssen ihren Ursprung in der Anschauung haben;*」（XIX 1,9）。ここでフッサールは、理念的・普遍的対象としての論理的諸概念がまさに直観と呼ばれるもののうちに見出されることがその認識を可能にするの条件の一つだと説明する。この洞察を出発点にフッサールは、意味志向と意味充実の分析に入るのであり、直観という概念はそこで空虚な意味志向、すなわち未だ充実されていない志向に充実をもたらすものとして導入される。我々の心的作用は質料 *Qualität* と性質 *Materie* の二つをその構成要素として持つのであるが、志向の充実とはある対象に向けられている意味志向に対して、当該の対象を実際に知覚することによって両者の作用に内在する質料の同一性を体験することにほかならない。したがって『論研』の議論の枠組みにおいて直観は知覚作用と同一視されている。

しかし一方でフッサールは『論研』で、知覚を超えた非感性的な悟性の働きにも直観的作用（これはカテゴリー的直観と呼ばれる）を認めており、また逆に思考 *Denken* という作用は直観作用とみなされ得ないことを強く強調している。（cf.XIX 2,730）ここから、『論研』で導入されている直観概念が一体どのようなものであるのかという話は、我々自身が考えているよりも実はそこまで明確とはなっていない話題であることが理解される。

本発表ではこのような問題意識の下、直観を知覚作用や思考作用との相違という観点から、またさらに直観の内部にある感性的な直観と非感性的な直観との区別という観点から『論研』において直観とはいかなる概念であるのか、どのような条件のもとであればある作用が直観と

みなされ得るのかをフッサールのテキストの読解を通して明らかにする予定である。

「観念論論駁」の定式化に関する近年の論争の再評価

春田大登（筑波大学人文・文化学群人文学類）

カントの『純粹理性批判』において、活発な議論を呼ぶ箇所の一つが「観念論論駁」と題された章である。本発表ではこの章を主題として扱う。この章で論じられている「外界の懐疑論の論駁」という主題はまず、初版では「超越論的弁証論」における「観念性に関する第四誤謬推理」という節で論じられた。その後、第二版で記述が大幅に改訂され、「超越論的分析論」の中で「観念論論駁」という独立の章で論じられることとなった。とはいえ、第一版の「第四誤謬推理」における記述と「観念論論駁」の記述には内容に関わる大きな相違がある。そのため、両者における内容上の相違を踏まえた定式化の検討は本発表の範囲を超えることになるため扱うことができない。

「観念論論駁」で論敵として見定められた観念論は、カントの言葉で言えば蓋然的（problematisch）観念論である。蓋然的観念論は「われ思う」のような内的経験の存在は認めるものの、例えば「突風で屋根が飛んだ」のような外的経験の存在については、その表象からの推論によってのみ知られうるがゆえにつねに疑わしいものとみなす。こうした観念論を論駁するためにカントが試みた手法は、彼らが認める内的経験の存在が実は外的経験の存在を前提としてのみ可能であることを示すというものだ。言い換えれば、内的経験の存在だけを認める蓋然的観念論が、実のところすでにして外的経験という彼らはその存在を疑うものを含まざるをえないことを示すのが「観念論論駁」におけるカントの戦略である。

近年の英米圏ではこの「観念論論駁」における論証を定式化する試みがなされてきている。本発表ではこうした試みの中でも特に G.Dicker と A.Chignell によるものを取り上げる。2008年から2012年にわたって、定式化の妥当性をめぐって議論が交わされた。こうした彼らによる定式化の議論を再評価することが本発表の目的である。

なぜ彼らの議論が改めて評価の俎上に載せられる必要があるのか。それには大きく二つの理由が存する。一つはそもそも「観念論論駁」におけるカントの叙述が明瞭であるとは言い難く、それゆえ彼らの論争を通してカントの議論そのものをより精確に理解することができるという点である。二つ目は彼らが定式化の正しさの基準としてどのようなものを採用しているかが明らかでない点である。もちろんカントのテキストに忠実かどうかという点は基準として認められるべきであろう。しかし、カントのテキストに忠実であるとはいかなることなのか。また、カントのテキストに書かれたことのみからどのような解釈が許されるのか。こうした観点で彼らの議論を再評価することで、「テキストが言えていることだけを受け取る」という儉約さ（parsimony）と「テキストが言えていることだけでなく、言おうとしていることも汲み取る」という解釈的慈善（interpretative charity）がいかにして調停されうるのかの実践現場を垣間見ることができよう。その結果として、Dicker や Chignell が採用する基準を明確にすることができる。

遠くにいる対象に向けた非難の検討

平松 大知（京都大学大学院文学研究科）

従来、〈非難〉とよばれる実践は、自由意志を中心とする議論と結びつけられてきた。しかしながら、現代で議論の俎上に載せられていることがらは、自由意志よりもむしろ、次の二つである。つまり、非難とはいかなる実践であるのかを説明するという〈非難の説明についての問題〉について、そして、いかなる条件のもとで非難が適切であるのかという〈非難の正当化についての問題〉についてである。

非難の説明の問題に関しては、非難の構成要素、機能、対象などによって立場が分かれる。たとえば、非難とは単に対象に道徳的責任を帰属させることに加えて、何らかの機能を果たすことだとみなす立場もあれば、非難は道徳的責任を帰属させることではないとみなす立場もある。

非難の正当化の問題については、非難が適切であるための条件、例えば非難をする人が偽善者ではないこと、非難の程度が非難に値する程度と釣り合っていることなどの条件が検討される。ここではどのような特徴によって非難が不適切となるのか、またその条件が妥当であるかどうか、といったことが問題となる。

本発表で扱おうとするのは主に、時間的に遠い、つまり過去にいる対象に向けた非難であり、非難の正当化の問題に関わる。ただし、対象が物理的に遠く、異なった社会に属している場合の非難についても議論の射程内にある。本発表で扱いたい問いは以下の三つであり、これらに答えることが目的である。遠くにいる対象への非難が不適切であるならば、それはいかなる理由によるのか。そして、遠くにいる対象への非難は不適切であるという条件は妥当なのか。また、我々が遠くにいる対象に向けて非難できないとすれば、我々はそのような対象に対してどのような態度を示すべきなのか。

これらの問いに答えるために、バーナード・ウィリアムズによる非難の議論を扱う。彼の議論によると、非難とは、対象の持つ欲求・態度・プロジェクトなどの主観的動機群から行為に至るまでの実践的推論において推論や事実についての信念の誤りや不足があったことを指摘し、それらを対象に認めさせようとすることに他ならない。そして、時間的に遠くにいる対象はそれを認めることができない。それゆえ時間的に遠くにいる対象への非難は不適切であり、そのような対象への非難は、実際には残念に思う感情の発露のようなものでしかなく、道徳的評価ではない。このようなウィリアムズの主張に対するマカレスター・ベルやミランダ・フリッカーの反論を検討する。

政治的正統性を概念工学する

福島弦（早稲田大学政治経済学術院）

国家はいつ、どのような理由で正統性（legitimacy）を備えるのか。これは、政治哲学における最も根本的な問いの一つだといえよう。しかしながら、正統性概念が何を意味するかについての合意は理論家の間でもみられず、結果として正統性を巡る論争は互いに異なる概念理解を念頭に置いたすれ違いに終わる傾向がある。正統性理論の前進には正統性の概念的明晰化が必要である。

この状況に鑑み本報告では、正統性概念をどのように理解すべきかという問いに、次の二つを行うことで応答する。第一に、正統性概念の明晰化の方法に関する方法論的検討である。第二に、方法論的検討を踏まえた上で適切な正統性概念を実際に示すことである。

第一の点に関し本報告は、曖昧な概念の明晰化に用いられる二つの主要な方法——記述的アプローチ及び規定的定義——を退けた後、概念工学の一種であるカルナップ的な「解明（explication）」の使用を擁護する。概念工学とは、問題含みの既存の概念の評価・改善を行う概念規定に対する指令的アプローチである。その一種としての解明は、理論的目的を促進するための曖昧な概念の精緻化に特化している点で、正統性理論の前進のための概念明晰化という本報告の目的に照らして適切である。ここで重要なのは、解明の方法における解明された概念の適切性の最重要の指標が、その概念の「実り多さ（fruitfulness）」、つまり、理論的徳性を備えた理論の構築のための有用である点である。

第二の点について本報告は、既存の正統性理解に対して二つの修正を加える。第一に、既存の正統性研究では正統性概念が国家の支配権と同一視される傾向があるが、これは正統な国家が単に支配する権利を持つだけでなく支配する義務も負うことを看過している。正統性の理論が国家と被治者の道徳的関係の正当化可能性に焦点を当ててきた点に鑑みれば、この理解は当該関係の一面しか捉えられない点で問題含みである。これに対し本報告は、役割道徳に関する研究を参照し、正統性を国家の権利と同一視するのではなく、国家の義務及び権利がそこから導出されるところの国家の「役割適合性」として理解する、「役割適合性としての正統性（legitimacy as role-fittingness）」を実り多い概念として擁護する。

第二に、既存の研究では被治者に遵法責務を課す一般的権威を含意するものとして正統性が理解される傾向にある。だが、一般的遵法責務の正当化が相当程度正義に適った国家の下でも困難なことに鑑みれば、この理解は単に我々の知るあらゆる国家は正統ではないとの評価を含意し、現実の国家を正統性の観点から弁別する上で実り多くない。これに対し本報告は、一般的権威を含まない形で正統性概念を理解した方が遵法責務の正当化可能性に依存しない新たな正統性理論の地平を開くことができる点で実り多いと主張する。

総称文を用いた嘘はつけない？

—総称文意味論のゆくえとそれがもたらす帰結—

本田茜吏（一橋大学社会学部）

「サメは人を食べる」「日本人は勤勉だ」「アヒルは卵を産む」

これらの文は、総称文と呼ばれるタイプの文である。総称文とは、ある集団の成員に見られる、一般的な性質を述べる文である。たとえば、「日本人は勤勉だ」は、〈日本人〉という集団に見られる、〈勤勉である〉という一般的な性質について述べた文だと理解される。総称文の特徴は、例外を認めるという点である。実際、怠け者な日本人がいたとしても、「日本人は勤勉だ」という文は、ある程度真であるように思われる。

総称文の真理条件は何なのかという問題は、多くの哲学者や言語学者を悩ませている。たとえば、「日本人は勤勉だ」は、「ほとんどの日本人は勤勉だ」という主張と同義であり、総称文は〈ほとんど〉という副詞を省略した文だと思われるかもしれない。しかし「サメは人を食べる」は、実際に人を食べたサメが、全体の 1%にも満たないとしても、真であるように思われる。そのため、総称文には〈ほとんど〉という副詞が隠れているとする見方は、総称文の真理条件を統一的に説明することができていないと言える。

本発表では、第一に、数多く提出されてきた総称文の真理条件をめぐる先行研究を紹介する。その終着点として、総称文それ自体に真理条件は存在しないとまで主張する、Nguyen(2019)を設定する。Nguyen は、総称文それ自体は、部分的な命題を表現するだけで、完全な命題を意味してはおらず、話者のコミュニケーション意図が追加されて初めて命題内容が確定すると主張する。第二に、Nguyen のような見方を採用することで生じる、直感に反する帰結を述べる。すなわち、Nguyen にしたがえば、総称文を用いて嘘をつくことができなくなる、というものである。なぜなら、嘘をつくためには、少なくとも発話した文が何かを意味している必要があるからである。本発表によって、総称文の真理条件をめぐる理論的な議論と、〈嘘をつく〉という人間の言語実践についての議論とが接続されることになる。

参考文献

Nguyen, A. 2019. "The radical account of bare plural generics." *Philosophical Studies* 177, pp.1303-1331. (2020).

美的経験をマッピングする

——事前期待と認知的マスタリングにフォーカスして

松井大騎（株式会社プレイド）

芸術的な作品に触れて私たちが感動するとき、なにが起こっているのだろうか。発表者の関心は芸術作品の鑑賞時に生まれる「感動」と呼ばれる経験を哲学的な観点から明らかにすることにある。しかし、感動経験そのものを論じた哲学の議論はあまりみられない。そこで、感動を研究する最初のフェーズとして、感動経験を説明する際に役立つように思われる美的経験論をサーベイし、サマリーをつくることで、感動経験を考えていくことを目指している。

美的経験とは、芸術作品や自然の風景の美的な側面に対してなされる独特な経験を指す。仮説として、私たちが日常的に「感動した」と述べる時、少なくない部分は美的経験についての報告であろうと発表者は考える。そのため、今回の発表では美的経験を取り上げ、感動経験を分析する出発点としたい。

美的経験は、美学者のみならず多くの心理学研究者の関心を惹き、様々な理論とモデルが提案されてきた。しかし、二つの分野はあまり緊密な交流関係にはない。こうした状況は「美的経験」論の概観を目指す本研究においては障壁となる。そこで、両者を組み合わせることで、哲学分野・心理学分野で注目されていない部分を発見し、より包括的な美的経験論をサマライズすることが課題となる。

本発表では、哲学における美的経験の理論と心理学における美的経験のモデルを組み合わせ、美的経験のプロセスを整理し、従来の議論で十分には論じられていなかった点を明らかにすることを目的とする。具体的には、既存の美的経験研究において、鑑賞者の事前期待に関する説明や、作品の内容と自己の経験や状態を関連づける「認知的マスタリング」(Leder et al. 2004) の説明が不十分であることを指摘する。というのも、感動のような、自己に強く訴えかける経験において、作品の解釈や事前期待と、実際の鑑賞時の経験の差が大きな影響を与えると考えられるからだ。

本発表は次のように進む。まず、心の哲学、認知科学、美学において重要な研究をおこなってきた Jesse Prinz の「美的評価プロセス」論 (Prinz 2011) を概説し、次に、芸術心理学、認知科学、実験美学に関する研究をおこなっている Helmut Leder の「美的経験プロセス」論 (Leder et al. 2004) を説明する。その後、分析美学における代表的な美的経験の理論を紹介する。そして、Prinz と Leder の美的経験モデルに基づいて分析美学の議論を整理することで、事前期待と認知的マスタリングの説明が不十分であることを明らかにする。最後に、受容美学の観点から、事前期待と認知的マスタリングの重要性を論じる。受容美学には、期待の地平と挑発という概念があり (ヤウス 2001)、これらが美的経験の構造において注目に値することを指摘する。

参考文献

Leder, H, Benno B, Andries O, and Dorothee A. 2004. "A Model of Aesthetic Appreciation and Aesthetic Judgments." *British Journal of Psychology* 95 (Pt 4): 489–508.

Prinz, J. 2011. "Emotion and Aesthetic Value." In *The Aesthetic Mind: Philosophy and Psychology*, edited by Elisabeth Schellekens and Peter Goldie, 71-88. Oxford: Oxford University Press.

ヤウス, H.R. 2001. 『挑発としての文学史』 轡田収訳. 岩波現代文庫.

隠喩という特等席：非認知主義を擁護する

松井晴香（一橋大学）

本発表では、隠喩解釈の非認知主義を擁護し、その難点を補うモデルを提案する。

隠喩は、日常会話から詩歌にまでありふれた文彩ながら、その字面とは異なることが読み取られる、謎めいた現象でもある。たとえば、「海は灰色の牧場です」（堀口大蔵）という隠喩から読み取られるのは、文字通り海が牧場である情景というよりも、おだやかな海が広がっている情景だろう。このように、隠喩の受け手は、その文字通りの意味以上のことを把握する。これがなぜ可能かについては、主に言語哲学上で議論がなされてきた。

中でも異彩を放つのが、D. Davidson の“*What Metaphors Mean*” (1978) (*Inquiries into Truth and Interpretation* (2001), OUP, pp. 245-264) をはじめとする非認知主義だ。この立場によれば、隠喩はその文字通りの意味をしか持たず、真偽の問える文、すなわち命題として表される特別な認知的内容は存在しない。それでも隠喩が理解されるのは、隠喩が受け手に、あるものを別のものとして見る (*seeing as*) ことを促すからだ。この過程を経て受け手が気づくのは、命題としては表せない非命題的なものである。たとえば、大蔵の隠喩が理解されるのは、〈おだやかな灰色の海が広がっている〉という命題で表される隠喩的意味があるからではない。むしろ、海を牧場として見ることで、受け手が海と牧場の類似点に気づくからだ。さらに、この隠喩が喚起する風いだ海のイメージや、その得も言われぬのどかさは、言語化しつくせない非命題的なものだろう。このような、隠喩が与える効果の豊かさや完全なパラフレーズの難しさに鑑みると、非認知主義には一定の魅力がある。

しかし、非認知主義は全面的に支持されているとは言いがたい。その理由の一端は、非認知主義に基づく説明が一面的にすぎるという点にある。実際には、往々にして話し手は伝えたい命題的内容を念頭において隠喩を用いるうえ、受け手はその隠喩に同意したり、ときにその意味を誤解したりする。これらの観察は、命題的な隠喩的意味の存在を強く示唆している。ところが、隠喩的意味の存在を否定し、隠喩の非命題性を強調する非認知主義は、〈受け手は隠喩を通じ、話し手の意図した特定の命題的内容を把握しうる〉という、隠喩伝達のこの基本的かつ無視できない側面を捨象しかねないのだ。

そこで本発表では、非認知主義に立脚しながら、このような隠喩伝達の実情をも捉えることはできると論じる。そのために提案したいのは、〈隠喩は受け手にある**特等席**を示している〉というモデルだ。このモデルは、非認知主義が持ち出す、〈隠喩はあるものを別のものとして見る視点を含む〉という考え方に基づいている。この視点 (*perspective*) という道具立てに肉づけをすることで、隠喩は特別な認知的内容を持たないとしつつも、認知的内容が受け手に伝わりうるという隠喩伝達の側面を、説明に組みこむ道を探る。

西田幾多郎『無の自覚的限定』における個物と身体

松木貴弥（大阪大学大学院人間科学研究科博士前期課程 1年）

本発表では、日本の哲学者西田幾多郎（1870-1945）の中期の著作『無の自覚的限定』（1932）及び同書の関連テキストを検討の対象とする。同書において西田は、「絶対無」や「永遠の今」から個物あるいは一般者が立ち現れることを論じている。個物は「絶対無」や「永遠の今」の作用によって成立するものである。個物はどこまでもそれらの一部として考えられる。しかしそれと同時に、個物は「自己自身を限定する」独立したものであり、他の個物と相互に働きかけ合うものであるともいわれる。このような個物の両義的なあり方はどのように理解し得るだろうか。

以上のような問いの下、本発表では、絶対無や永遠の今の作用によって成立する個物に焦点を当てる。絶対無や永遠の今に依拠しつつも、それらに対して個物が持つ独立性（個物性）は何によって担保されているのかを明らかにすることを試みる。

発表者の考えでは、個物の独立性は個物の身体によって担保されている。西田において個物の身体は「物質」的であるといわれる。絶対無や永遠の今の作用によって個物が成立する時、個物はまず物質的な身体を伴っており、それによって個物は各自の「現在」に繋ぎ留められている。また個物は、物質的な身体の外において「意識」を持ち、各自に固有の世界を獲得する。意識によって個物は、自身がおいてある現在を離れることができる。物質的な身体とその外における意識を持つことで、個物は、現在に繋ぎ留められつつも現在を離れることができている。ここに、個物の両義的なあり方が具体的に見出される。

さらに、以上から発表者は、個物の独立性を担保する個物の物質的な身体を、単なる物質とは区別される「弁証法的物質」的な身体として提示する。西田において弁証法的物質は、個物と一般者の、相互の働きかけを基礎付けるものである。それが身体という形で個物に含み込まれている。個物は弁証法的物質的な身体を持っていることで、絶対無や永遠の今に依拠しながらも、自身の独立性を維持する。それと同時に個物は、弁証法的物質的な身体によって、他の個物や一般者との相互行為に開かれてもいる。つまり、弁証法的物質的な身体は『無の自覚的限定』から前景化する他者論においても重要な役割を果たすのである。

以上のように本発表では、弁証法的物質的な身体を中心として『無の自覚的限定』における個物論の内実を描き出す。それにより、同書の議論における身体の重要性を指摘すると共に、同書における議論と身体論が前景化する後の著作における議論との接続可能性を示唆することができるだろう。

参考文献

西田幾多郎『西田幾多郎全集』第五巻、岩波書店、2002年。

スタンリー・カヴェルにおける「規準」は規則となっているか

森内康太 (千葉大学)

スタンリー・カヴェルは、自身の後期ウィトゲンシュタイン解釈を踏まえた「規準」概念を提示する。カヴェルによれば、規準とは、私たちがそれに基づいて概念を適用するところのものである。例えば、目の前にいる人が頬を押さえてうずくまり、「歯が痛い」と言っているとき、私たちはこの人物に痛みの概念を適用する。ここでは目の前の人を頬を押さえてうずくまり「歯が痛い」と言っていることが私たちの痛み概念の適用の規準となっている。

本発表で取り上げる問いは、カヴェルにおけるこのような規準は規則となっているかという問いである。私たちは日常的にさまざまな状況で様々な概念を適用するが、私たちはそのそれぞれの場面で、規準がなす規則、すなわちどのような場面でどのように概念を適用するべきかを定めた規則に従っているのか。本発表ではこの問いに対して、規準は規則となっているという答えを提示する。

この問いが重要である理由は、カヴェル自身の著作に求められる。カヴェルの複数の著作には、日常言語を規則に支配されたものとして考えることを問題視していると思われる記述が見られる。そのため、それを踏まえるならば、規準が規則となっていると考えるべきではないように思われる。しかしその一方で、規準が規則となっていないとした場合、我々の概念の適用が規範性を持つこと、すなわち概念の正しい適用とそうでない適用があるということを説明することが難しくなってしまう。例えば、私たちは多くの場合、頬を押さえてうずくまり「歯が痛い」と言っている人に喜びの概念を適用することは誤りであると考えよう。このような概念の適用の規範性を踏まえるならば、規準が規則となっていると考えるべきであるようにも思われる。

本発表では、まずカヴェルの著作 *The Claim of Reason* と *Conditions Handsome and Unhandsome* の解釈を踏まえて、彼の「規準」概念を整理する。次に、カヴェルの論文“The Availability of Wittgenstein’s Later Philosophy”と著作 *Conditions Handsome and Unhandsome* において、日常言語を規則に支配されたものとして考えることをカヴェルがどのように問題視しているのかを確認する。そしてカヴェルにおいて規準が規則となっているか否かという論点で対立する Stephen Mulhall と Steven G. Affeldt の議論をそれぞれ整理し、それらの対立点を確認する。最後に、以上の議論を踏まえ、規準は規則となっていないという Affeldt の議論の問題点を指摘するとともに、規準は規則となっていると考えるべきであるという筆者の見解とその根拠を示す。特にここでは、カヴェルが示す、私たちの一人ひとりが規準の安定性を維持する責任を持つという考えに注目する。

パース「新しいカテゴリー表について」における反心理主義

安永光希（東京大学大学院人文社会系研究科）

本発表では、アメリカの哲学者チャールズ・サンダース・パース（1839-1914）の論文、「新しいカテゴリー表について」（1867、以下NLC）を主題として扱う。当論文は、変遷の激しいパース哲学の中でも最初期に書かれた論文であり、前期のパース哲学を形づくる最も重要な論文の一つとして、その意義は広く認められてきた。とはいえ、NLCが持つ哲学的な射程の全容はいまだに明かされておらず、パースの仕事の中でも「最も研究されているが、しかし最も分かりにくい」（Bellucci 2018）論文であると言えるだろう。

カント『純粋理性批判』の熱心な読者であったパースはNLCにおいて、独自の仕方でカテゴリーの導出を試みた。『純粋理性批判』のカントは、「量」「質」「関係」「様相」の四分類においてそれぞれ三つずつ、計十二のカテゴリーを提示したが、一方でNLCのパースは、「実体」「質」「関係」「表象」「存在」という五つのカテゴリーを提出している。カテゴリー導出の方法、その帰結ともに両者は大きく異なるが、最も決定的な差異として、導出されたカテゴリーの持つ意義が挙げられる。カントにとってカテゴリーとは、自らの認識論的体系の中で、悟性がアプリアリに有する「純粋悟性概念」であったが、パースはかくのごときカントの認識論的体系に全面的に同意するわけではない。それでは、パースが導出したカテゴリーはどのような射程を持っていたのだろうか。

本発表の目的は、論理学の基礎づけというプロジェクトの観点から、NLCのカテゴリーを検討することである。論文内で示されるように、導出されたカテゴリーのうち三つ、「質」「関係」「表象」は、パースの論理学において基礎的な役割を担うものとされている。その際問われるべきは、これらのカテゴリーによる論理学の基礎づけと、パースの反心理主義的立場の関係である。心理主義（psychologism）とは概して、論理学を心理学によって基礎付ける立場であり、パースはJ.S.ミルをはじめとする心理主義者を批判していたことが知られている。しかし、いくつかの先行研究で指摘されている通り、パースが純粋な反心理主義者であると言い切ることにはできない（Cadwallader 1975, Tiercelin 2017）。例えばNLCにおいては、カテゴリー導出の過程において経験心理学（empirical psychology）の知見が使用されており、その限りでパースは心理主義的な立場に寄与しているようにも見える。では、NLCのパースはいかなる意味で、反心理主義的な論理学、すなわち心理学に還元されない論理学を構想していたのだろうか。本発表では、カテゴリーの導出を通じた論理学の基礎づけにおいて、パースがどのように心理主義から逃れようと試みていたのかを、明らかにする。

「象牙の塔」は擁護可能か

リベラルな大学教育の目的の公共的正当化の試み

柳田和哉（京都大学教育学研究科・博士課程）

大学教育に関する古典的な理念に含まれる「象牙の塔 (ivory tower)」としての大学の理解のもとでは、大学は社会や国家の利害から自由な純粋な学問の追求に従事することが許容される機関としてみなされ、大学の研究者は「知識それ自体のための知識 (knowledge its own end)」を追求する専門職として特権的な地位を与えられるべきだと考えられていた。しかしながら、このような学問共同体のモデルは、今日その正当性を失いつつある。本報告では、今日のリベラルでデモクラティックな社会における「象牙の塔」としての大学の正当性という問題に、リベラル・エデュケーション論における議論、および現代の規範理論におけるリベラルな高等教育論を精査することでアプローチする。その際に、学問分野 (discipline) に根差した知識それ自体の公共的な性格、およびリベラルな社会における学問分野に根差した教育・研究の社会的・政治的な正統性の2点に着目する。

第一に、分析系の教育哲学を代表する教育哲学者のハースト (Paul H. Hirst) らのリベラル・エデュケーション論を検討する。ハーストは、知識の本性、および知識の本性に根差した教育に伴う被教育者の認知的な発展の特質を特定することで、学問分野に根差した教育の内容そのものに公共的な正当性を与えた。しかしながら、ハーストらのリベラル・エデュケーション論は、知識の本性の特定と、公共的なカリキュラムの内容の正当性とを架橋する議論を欠いていた。また、これらの議論は、概して諸中等教育カリキュラムの正当化を主眼としたものであり、大学教育に固有の特質を念頭においたものではなかった。

第二に、リベラルな社会における高等教育の正当性論として、リベラルな規範理論における高等教育の目的の正当化論を、前述の議論を補完するものとして検討する。主題的な検討の対象となるのは、「象牙の塔」としての大学をデモクラシー論の観点から擁護するガットマン (A. Gutmann) の議論である。ガットマンは、社会的な基準から区別される真理と価値に関する知的基準の探求が、外部からの統制からの自律性のもとで探求されることが、大学がデモクラティックな国家に属していることの証拠であるとして擁護する。このようなガットマンの議論が、成人を対象とした教育としての大学教育において要請されるリベラルな中立性を侵さずに「象牙の塔」の擁護を行うことに成功しているかどうか—とりわけ「象牙の塔」が、社会的な利害を見かけ上は等閑視することをいかに正当化できるかに着目し、批判的に検討を行う。以上の議論をもって、リベラルな大学教育の目的の公共的な正当化論の論点と課題を素描する。

主要参考文献

Barnett, R. (1990). *The idea of higher education*. Open University Press.

Gutmann, A. (1999). *Democratic Education*, Princeton University Press.

Hirst, P. H. (2010). Liberal education and the nature of knowledge. In *Philosophical analysis and education*. pp. 76-93. Routledge.

Newman, J. H. (2018). Knowledge its own End. In Peters, M. A., Barnett, R. (eds.), *The Idea of the University: A Reader, Volume I*, Peterlang, pp. 180-196.

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」への批判を滑り坂論法として検討する

吉澤 日芙美（北海道大学文学院 哲学倫理学研究室 修士課程）

終末期医療の現場では、人工呼吸器や人工透析治療、経鼻経管栄養法などをはじめとした、患者の生命を維持する治療が実施されている。それらの生命維持治療を一度始めた後に中止することを「治療の中止」と呼ぶ。日本では、1990～2000年代にかけて、治療の中止を実施した医師が逮捕される事件が複数発生した。これらの事件を受けて、医療従事者の間に「生命維持治療を中止したら刑事責任を問われるかもしれない」という不安が生じ、治療の中止をためらう傾向が生じたとされる。治療の中止ができない事態は、終末期医療の実際にはすぐわかないにも拘らず、である。

そのような混乱を受けて、厚生労働省は2006年、終末期患者の意思決定についてガイドラインを発表した。現在では、2018年版「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が最新のものである。このガイドラインに法的根拠はないが、ガイドライン策定後に治療の中止に対し法的介入が為された事例は確認されていないと言われており、日本の終末期医療の在り方の変遷において重要な転換点となった文書であるといえる。

このガイドラインは「プロセスを示すガイドライン」とされ、医療従事者や家族を含めた繰り返し「話し合い」を推奨している。なお、患者の状態や治療内容についての具体的な記載はない。そのため、ガイドライン作成に携わった樋口のもとには「プロセスを尽くせば何でもできる（患者を死に追い込むことができる）ことになるのではないか」という意見が寄せられた。また、有馬は、社会的弱者への脅威として、治療の中止を許容する法制化が社会的弱者に死への圧力を負わせる懸念と、医療従事者や政策立案決定者、裁判官等の第三者による判断に差別的偏見が含まれるおそれを指摘している。その一方で、ガイドラインは、画一的な解釈ができない曖昧な記載だからこそ、具体的な事例に合わせて柔軟に判断できる内容になっているとも評価される。

本発表では、Walton (2015) と Hartogh (1998) の滑り坂論法 (slippery slope argument) の議論から、滑り坂論法のいくつかの種類と基本的な構造について紹介する。その上で、上記、樋口に寄せられた意見と、有馬による指摘について、それらを滑り坂論法に則って捉えた場合に、批判として妥当なのかどうかについて検討する。

主な参考文献

Walton, D. (2015), "The Basic Slippery Slope Argument", *Informal Logic*, Vol.35, No.3, pp.273-311.

有馬 齊 (2019) 『死ぬ権利はあるか：安楽死、尊厳死、自殺幫助の是非と命の価値』春風社

What is Attitudinal Pain, and Is it Necessarily Bad for Me?

Takanobu Watabe (Kyoto University)

In philosophy of well-being, it has been discussed what is *good for* subjects themselves. In 2002, Fred Feldman offered a new version of hedonism called *attitudinal hedonism*, the view that all and only state of affairs with *attitudinal pleasure (/pain)* is good (/bad) for subjects. Attitudinal pleasure is pleasure, not as sensations, but as mental pro-attitudes, like enjoyment, gladness, satisfaction, and delight (Feldman, 2004). Against attitudinal hedonism, Serena Olsaretti (2007) pointed out it is unclear why *all* kinds of attitudinal pleasure above are good for subjects despite their variety.

In this presentation, I will first attempt to solve Olsaretti's problem by demonstrating why all kinds of attitudinal pleasure are unified into one concept, *attitudinal pleasure* (Watabe, 2022). Then, I pose a possible problem of attitudinal hedonism, namely, the asymmetry between attitudinal pleasure and attitudinal pain. If there is asymmetry as I assume, attitudinal hedonists fail to argue that attitudinal pain is *bad for* subjects just because attitudinal pleasure is *good for* them. To deal with this possible problem, I analyze what attitudinal pain exactly is. This work is necessary because Feldman seems not to provide enough explanation of attitudinal pain, unlike that of attitudinal pleasure. Lastly, based on the analysis of attitudinal pain, I will investigate whether it is necessarily *bad for* subjects, as attitudinal hedonism implies, by referring to the discussion on the badness of *sensational pain* as an analogy.

References

- Feldman, F. (2002). The good life: A defense of attitudinal hedonism. *Philosophy and Phenomenological Research*, 65(3), 604-628. <https://doi.org/10.1111/j.1933-1592.2002.tb00223.x>
- Feldman, F. (2004). *Pleasure and the good life*. Oxford University Press.
- Olsaretti, S. (2007). Review: The limits of hedonism: Feldman on the value of attitudinal pleasure. *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, 136(3), 409-415. <https://doi.org/10.1007/s11098-006-9040-5>
- Watabe, T. (2022). *Problems of Attitudinal Hedonism Resolved*. [Unpublished bachelor's thesis, Akita International University]